

中国税政連

会長挨拶 久保雅典	2
第46回中国税理士政治連盟定期大会	4
中国税理士政治連盟定期大会祝辞	6
税制に関するパネルディスカッション	10
平成26年度運動方針・組織活動方針	32
編集後記	40

中国税理士政治連盟

〒730-0036 広島市中区袋町4-15 TEL (082) 246-0088 FAX (082) 245-8377
E-mail:zeiseiren@chuzei.or.jp

流動化の時代XIV

中国税理士政治連盟 会長

久保雅典



第四十六回中国税理士政治連盟の定期大会が平成二十六年九月六日鳥取県米子市で開催されました。この度は大会での挨拶文を掲載致します。

I 税理士法の改正

昨年七月、中国税理士会と中国税理士政治連盟に対し、日税連から資格問題を含む十二項目の改正について、地元選出代議士に対する陳情の要請がありました。後援会役員と共に八月二十一日、二十二日、九月十日、十一日の四日間にわたり、十九人の議員に直接お会いするために衆議院・参議院の議員会館、各省庁及び東京事務所を訪問し陳情を行いました。中税政としては出来る限りの運動を行ったと自負しています。

平成二十一年十一月、税理士法改正に関するプロジェクトチームから日税連正副会長会に税理士法改正のタタキ台の報告があり、以後四年五か月を要して今年三月二十日、参議院本会議で法改正が成立致しました。平成二十一年九月に民主党を中心とする政権が樹立され、鳩山、菅、野田総理と続いた政権も、平成二十四年十二月に自民党を中心とする政権に移り、安倍総理のもと現在に至っています。

まさに税理士法の改正時期と政局の混乱時期が重なりました。その間三度の税制改正大綱に税理士制度や税理士法の改正が記載され、そのいずれにも「関係者の意見も考慮しながら…」の文言が謳われてきました。それを受けて

池田日税連会長、小川日税政会長が資格問題について関係団体と協議するも一致点を見いだせず、十月三日、最終的に政治決着として町村税理士制度議連会長、衛藤公認会計士制度議連会長による提案を受け入れ確認書が調印されました。会員の中には資格問題について強い期待感があったため批判もありましたが、池田会長はベストな解決ではなかったが、セカンドベストであったとの評価をしていらつしやいます。確認書に謳われた研修の内容は、国税審議会が認定する研修で税法に属する試験科目の合格者と同程度の学識を習得する研修とありますが、今後検証が必要でありましょう。

II 税制改正

(一) 消費税の軽減税率導入問題
来年十月、消費税一〇%増税の予定時に食料品を中心とした軽減税率の導入について与党間で協議が行われています。現在、各団体についてその適用の是非について意見聴取が行われていますが、六十二団体からの意見聴取では導入賛成二十三・反対二十九・不明十の結果のようです。

税理士会は単一税率維持の意見です。

- 低所得者よりもその他の所得者の恩恵が多い。
 - 定着した消費税率計算が複雑となり事務負担が増す。
 - 低所得者に対し給付金制度で対処すべきである。
- 等がその理由であります。

(二) 法人税改革

改革の中心に法人税率引下げが挙げられていますが、閣議決定では次のように述べられています。

「日本の立地競争力を強化するとともに、我が国企業の競争力を高めることとし、その一環として、法人実効税率を国際的に遜色ない水準に引き下げることが目指し、成長志向に重点を置いた法人税改革に着手する。そのため、数年で法人実効税率を二〇%台まで引き下げることが目指す。この引下げは、来年度から開始する。課税ベースの拡大等による恒久財源の確保をすることとし、年末に向けて議論を進め、具体案を得る。」

問題は恒久財源であります。現在約三五%の税率を二〇%台にするには六%の引下げが必要であり、一%で約五千億とすれば三兆円の財源が必要となります。その財源確保のため、たとえば租税特別措置法の全面的見直し、赤字繰越控除縮小、外形標準対象企業の資本金の見直し等赤字企業への負担を二倍以上増税、減価償却費の全面定額法の適用、中小企業の法人税一五%を廃止し一九%へ。ま

た、中には事業税、固定資産税の地方税の損金不算入等すべて従来の税制の見直しによる減税財源確保の検討が行われています。

税制の見直しは是とするものの、大企業が最も恩恵を受ける税率引下げに中小企業税制の全面的見直しについて税政連は、是は是、否は否との運動を展開する必要がありますと思われる。

平成 27 年度 税制改正に関する重要建議・要望項目



日本税理士会連合会
日本税理士政治連盟

最重要建議・要望項目

<消費税>

● 消費税の単一税率を維持すること。(今後の税制改正についての基本的な考え方)

消費税の引上げに伴ういわゆる逆進性への対応策として軽減税率の導入が検討されているが、軽減税率はその効果が高所得者にも及ぶことや一定の税収確保のためには標準税率を引き上げるなどの措置を講ずる必要があり、きわめて効率の悪い制度である。さらに事業者の事務負担なども考慮すれば、消費税の単一税率は維持すべきである。

逆進性への対応策は、個人所得課税及び社会保障給付を合わせた社会保障と税の一体改革の中で構築することが適切であり、個人所得課税における所得再分配機能の強化と番号制度の導入による社会保障給付の一層の効率化・重点化により対処すべきである。

<地方税>

● 事業税の外形標準課税は中小企業には導入しないこと。(建議・要望項目21)

中小企業は大企業と比較すると財務基盤も弱く欠損法人割合も高い。外形標準課税を中小企業に導入することは、担税力のない欠損法人の経営を圧迫し、さらには中小企業の雇用確保の問題にも影響を及ぼすことになるため、中小企業に対しては外形標準課税を導入すべきではない。

なお、形式的な減資により外形標準課税を回避している法人に対しては、資本金等の額を判定基準とすべきである。

<法人税>

● 法人税の欠損金の控除限度額を一律に縮減しないこと。(建議・要望項目10)

欠損金の控除限度額を一律に縮減してはどうか等の意見があるが、内部留保が相対的に乏しい中小企業については、現行の制度を維持すべきである。控除限度額を縮減した場合には、繰越控除期間の延長が必要になるが、帳簿の保存期間も延長され、企業の負担が増大する。

第46回

中国税理士政治連盟定期大会開催

平成二十六年九月六日、中国税理士政治連盟第四十六回定期大会が米子市・米子ワシントンホテルプラザにおいて開催された。

大会は、十五時四十分、海老澤副幹事長の司会により開会し、定足数の報告（構成員八十三名中五



十一名出席、三十二名委任状出席）があり、本連盟規約第二十条（大会の議事）の規程に基づき、有効に成立した旨を報告した。次

いで、司会者が議事に臨席された四名の来賓を紹介し、続いて久保会長の挨拶があった。

久保会長は、挨拶の中で、三月二十日に可決・承認された改正税理士法の経緯と、そのなかで中税政・中国会と一丸となって地元選出国会議員への陳情を積極的に実施したことの報告と、消費税改正及び現在審議されている法人税の制度改革についても税理士会は納税者目線で提言しなければならぬとの熱いメッセージがあった。

続いて、司会者が議案審議のため、議長団選出について議場に諮ったところ、「司会者一任」の声があったため、議長に藤中副会

長、副議長に桑原副会長を指名した。

藤中副会長は議長席に着き、議事録署名人に鳥取支部・小谷代議員を指名し、議事に入った。

第一号議案 平成二十五年運動経過並びに組織活動報告承認の件

議長は第一号議案を上げ。

杉山幹事長が、議案書により活動の概況報告を行った。平成二十五年は税理士法改正運動の最終年度ととらえ、当連盟が推薦、後援する国会議員に対し精力的な陳情を行った。また、税政連の活動の根幹である後援会に対し活動の参考となる小冊子を作成・配付したことが、今後を見据えた財政の健全化策の検討や、中国会・中税協と連携を深め、諸施策を実施・協力したことなどの説明があった。

議長は、議場に対し質問を求め

たところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による三十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第二号議案 平成二十五年収支決算承認の件

議長は第二号議案を上げ。

重近財務委員長が、収入の部については予算を若干上回った。支出の部については後援会の支援施策の一環として小冊子の作成、二つの新しい後援会の設立、一月の賀詞交歓会と四月から中国会が開始した税理士証券等交付式への対応等、新規事業があったが支出の効率化に努め、当期収支差額を大幅に下回ることができたと説明があった。

議長は、ここで監査報告を求め、会計監事を代表して小野会計監事から、「会計監査の結果、収

支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表、財産目録の各事項について監査したところ、適正である。」旨の報告があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による三十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第三号議案 平成二十六年年度運動方針（案）承認の件

第四号議案 平成二十六年年度組織活動方針（案）承認の件

議長は第三号議案から第四号議案までを一括上程。

杉山幹事長が、平成二十六年は改正税理士法による変更事項の施行初年度であり、消費税の軽減税率導入や法人税の課税ベースの検討など、税務の専門家である税理士に求められる提言と要望がますます重要になってくる。当連盟は、中国会の基本方針に則り活動するため、重点事項七項目と各委員会の活動方針をとりまとめたとして説明があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任

状による三十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第五号議案 平成二十六年度収支予算（案）承認の件

議長は第五号議案を上程。

重近財務委員長が、収入の部は前年を踏襲しほぼ同額とした。支出の部については財政の健全化の見地から、地区税政連の活動状況及び財政状況を鑑み、地区税政連交付金の規定改正により同交付金を減額し、その他前年実績に同じた見直しを行ったと説明があった。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、大西代議員から予算書における雑収入の表記について意見があった。重近財務委員長が答弁した後採決に移り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による三十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

第六号議案 大会決議（案）承認の件

議長は第六号議案を上程。

杉山幹事長が要点説明を行った。

議長は、議場に対し質問を求めたところ、質問はなく、採決に移

り、絶対的多数の挙手賛成と委任状による三十二名の賛成をもって本議案は承認された旨を宣した。

以上で、議案の審議を終了し、議長は審議協力に対する謝辞を述べて、辞任して降壇した。

続いて牧田副会長の案内により地元選出国会議員等、ご来賓が入場され、ご紹介の後、それぞれご祝辞をいただいた。（P. 6）

次に海老澤副幹事長から祝電の披露があり、最後に齋藤副会長が閉会挨拶を述べ、十七時二十分に大会は滞りなく終了した。

なお、定期大会に先立ち、税理士による国会議員等後援会の関係役員を対象とした「後援会連絡会議」が開催された。今回は、日税政が実施した後援会活動状況アンケート結果報告を基に、全国の後援会の実態と問題点、そして税政連への要望について、今後、当連盟に求められる施策等とあわせ説明があった。

来賓臨席者ご芳名

（順不同・敬称略）

衆議院議員	赤澤 亮正
参議院議員	舞立 昇治
衆議院議員	石破 茂 代理
秘書	高木 昇一
鳥取県知事	平井 伸治 代理
副知事	林 昭男
米子市長	野坂 康夫
日本税理士政治連盟 会長	小川 令持
近畿税理士政治連盟 会長代理幹事長	井戸本泰次
中国税理士会 会長	原田 啓吾
中国税理士協同組合 理事長	灘 博明

中国税理士政治連盟定期大会祝辞

衆議院議員
石破 茂

として豊かな国民生活のためにご尽力を賜っておりますことに敬意を表します。

税のあり方やより良い制度づくりにつきまして、今後とも更なるご教導を賜りますようお願い申し上げます。

中国税理士政治連盟第四十六回定期大会が、鳥取県にて開催されますことを心よりお慶び申し上げます。

平素より税理士の先生方におかれましては、身近な税務の専門家

本日はお招きいただきながら、公務のため出席できませんことをお詫び申し上げますとともに、貴連盟のますますの発展とご参集の皆様のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。

衆議院議員
赤澤亮正

皆様、こんにちは。地元選出衆議院議員の赤澤亮正です。中国税

理士政治連盟の先生方におかれま

しては、平素より格別なるご高配を賜り、また、地元では「税理士による赤澤りょうせい後援会」を作っていたいただき、松本会長をはじめ会員の皆様にも多大なるご支援・ご協力をいただいておりますことに、この場をお借りし、心より感謝申し上げます。

私事となりますが、九月四日付で内閣府副大臣に就任させてい

ただくこととなりました。これもひとえに皆様に力強くお支えいただいた結果であり、重ねて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。

さて、諸先生方におかれましては、常日頃より適正な納税義務の実現という公共的な使命のもと、税務の専門家の立場で納税者の皆様や中小企業の経営者のパートナーとして税務や経営全般の相談相手となつて活動されておられますとともに、地域社会に密着し、税の無料相談や租税教育などを通じて多大なる社会貢献を続け、地域の振興・発展に大きく寄与されておられますことに、改めまして深甚なる敬意を表しますとともに心より感謝申し上げます。

現在、我が国の経済は安倍政権発足以来、積極的な経済対策などの施策により景気の上向き感があるものの、地方経済や中小企業・小規模事業者などにとっては景気の回復を実感するに至っていないとの声を多くいただいております。そのような状況下で、来年十月の一〇％への消費税増税判断も控え、税制においても軽減税率導入

の是非や法人税の課税ベースの見直しなどの議論もなされるころであり、諸先生方には税務の専門家として様々なご意見をいただけるものと期待しているところでございます。また、皆様から承っております要望に関しても、党内でしっかりと議論を深め、国政に反映して参る所存でございますので、引き続きご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに中国税理士政治連盟の尚一層の発展を祈念申し上げますとともに、皆様方のご健勝、ご多幸と今後益々のご活躍を心よりお祈り申し上げます、お祝いの挨拶とさせていただきます。

参議院議員
舞立昇治

本日は、中国税理士政治連盟の第四十六回定期大会が、このよう

に多数の皆様のご出席のもとで盛大に開催されましたことを心からお祝い申し上げます。

平素、久保会長はじめ中国税理士政治連盟の皆様におかれましては、円滑な税務行政の推進にご尽力頂き厚く感謝申し上げますとともに、私の国政での活動に対しても、並々ならぬご支援を賜り厚くお礼申し上げます。特に、地元鳥取の皆様におかれましては、独自の後援会まで立ち上げて頂き、鶴田会長、山本幹事長はじめ本場に多くの皆様にお世話になっておりますことを、改めてこの場を借りてお礼申し上げます。

本年は、税理士法改正が実現した記念すべき年であります。しかしながら、改正後早々に、税理士会の青年部の方々が来られ、改正内容はまだまだ不十分との意見を頂いて少し驚きましたが、制度の不断の見直しは必要と認識しておりますので、引き続き、適切な税理士制度の確立、更なる税理士制度の発展に向け、私としても議論等を通じて微力を尽くしてまいります。

皆様ご存じのとおり、税は政治

そのものでありまして、今後、年末に向けて、消費税率の引き上げ、法人税率の引き下げ、外形標準課税や車体課税の見直し、地球温暖化対策税の検討、その他、租税特別措置の見直しなど課題が山積しておりますが、税の三大原則であります公平・中立・簡素の視点に加え、財政の健全化や地域経済の活性化、更には東京一極集中の是正等に資する制度の構築に向けて微力を尽くしてまいりたいと思います。あるべき税制の構築に向けては、税の専門家であります税理士の皆様方のご協力が不可欠でございますので、どうか今後とも変わらぬご指導・ご鞭撻のほど、何卒よろしくお願い致します。

終わりにあたりまして、中国税理士政治連盟の益々のご発展と、本日ご出席の全ての皆様方のご隆盛をお祈り致しまして、私からのお祝いの言葉に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。



鳥取県知事
平井伸治

本日、中国税理士政治連盟第四十六回定期大会が盛大に開催されるに当たり、中国地方各地から鳥取県にお集まりいただいた皆様を心から歓迎申し上げますとともに、一言お祝いの言葉を申し上げます。

中国税理士政治連盟におかれましては、「税理士の果たすべき社会的役割を踏まえ、納税者のための民主的な税理士制度並びに租税制度を確立するため必要な政治活動を行う」ことを目的としておられ、望ましい税制の確立を目指し、多大な御貢献をいただいていることに対して、深く敬意と感謝の意を表する次第です。

わが国の税を巡る最近の最も大きな動きとしては、社会保障と税の一体改革において、一昨年八月に衆参ねじれ国会の中、消費税関連法案が可決成立し、景気の動向

を見極めたうえで、消費税等の税率の引上げが今年四月から実施されたところと見られます。

これには地方が望んでいた地方消費税の引上げも含まれており、増大する地方の社会保障財源の安定的確保が期待されています。

来年十月から消費税率を一〇％に引上げることとなっておりますが、その前に景気状況等により、年末までに安倍総理が最終判断を下すこととなっております。最近の経済指標が低迷している状況の中、難しい判断が迫られますが、的確な判断が下されるものと考えています。

一方で、低所得者対策、逆進性対策として、軽減税率の導入や給付税額控除等の低所得者対策が検討されているところですが、円滑な税率の引上げが実現するよう期待しています。

また、安倍総理の意向に従い、法人実効税率の引下げについても、来年度からの実施を目指して、与党税制調査会等で検討が進められています。代替財源の確保をどこに求めていくのかという重要課題が現在議論されています。

す。

法人課税については、地方の財源が全体に占める割合も高く、影響も大きいことから、その動向を注視しているところです。

安倍政権によるアベノミクスに象徴される経済対策は、円高水準の是正や株価の押し上げなど、効果は徐々に現れてきてはいるものの、地方経済及び地方団体の財政は依然として厳しい状況であり、本県の税収も大きな影響を受けているところです。

今月三日に行われた内閣改造では、景気回復、デフレ脱却、国家安全保障戦略など課題が山積する中、人口減少や高齢化といった地方が直面する構造的課題を解消する地方創生への本格的な取組みに重点が置かれています。幸いにもこの担当大臣に地方の実情を熟知され、調整力に長けた本県選出の石破代議士が就任され、本県にとって大変心強く、省庁の縦割りも打破してもらえるものと期待しています。本県といたしましても、県独自の先進的な取組みや政策提言をまとめ、石破大臣に提案していく所存です。

終わりに、関係者の皆さまの多大なるご尽力に敬意を表しますとともに、第四十六回定期総会のご盛会をお折りしまして、お祝いのあいさつとさせていただきます。



米子市長
野坂康夫

中国税理士政治連盟第四十六回定期大会が、ここ米子市で開催されるにあたり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

税理士の皆様方におかれましては、平素より、納税者のための租税業務の実現を目指してこられ、改めて深く敬意を表する次第でございます。

今や、社会情勢がめまぐるしく変化しており、それに呼応した経済政策や福祉政策などが実効性をもって推し進められるためには、堅実な税制度の確立と適切な運用がなによりも大切であります。

そのような中、税務の専門家である税理士の皆様の社会的使命は、ますます重要となっていくものであり、この定期大会の成功を心からお喜び申し上げる次第であります。

米子市といたしましても、市民の皆様方には納税の意義を正しくご理解いただきながら、適正な賦課事務を進めていきたいと考えておりますので、今後とも税理士の皆様方のご協力をいただきますようお願い申し上げます。

さて、この米子市では、伯耆富士といわれる国立公園大山の景色やラムサール条約に登録された中海にある水鳥公園、海に湯が沸く温泉と言われる皆生温泉をはじめ見ていただけるところが多数あります。また、地元特産物も「ふるさと納税」での記念品などで好評をいただいているところでもあります。

皆様方におかれましては、この米子市に來られたのの良い機会とされ、是非、これらをご堪能いただき、米子市の魅力を各地の皆様にお伝えいただければ幸いです。

最後になりましたが、中国税理士政治連盟の今後ますますのご発展と、会員の皆様のご健勝とご多幸を心から祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。



日本税理士政治連盟会長
小川令持

本日ここに、中国税理士政治連盟の第四十六回定期大会が、盛大に開催されますことを心からお慶び申し上げます。また、日ごろから日本税理士政治連盟の会務運営に対し、格別のご高配を賜り深謝申し上げます。この場をお借りして、本連盟の諸課題への所信を申し上げます。

三月二〇日、税理士法改正案を含む「所得税法等の一部を改正する法律案」が成立いたしました。すべての税政連会員が一枚岩となり、税理士法改正に取り組んだ結果であり、この場をお借りして心

より御礼申し上げます。

今回の税理士法改正における最重要課題は、税理士資格の自動付与制度の廃止でした。関係団体である公認会計士協会との協議は困難を極めました。この困難な状況を打開したのは、全国の税政連の皆様による粘り強く熱心な活動でした。両団体の政治連盟会長・議員連盟会長等による、いわゆる五者会談や、両団体の政治連盟の会長・幹事長による協議に際しては、ご尽力いただいた国会議員から、税政連への高い評価をいただくことができました。

今回の税理士法改正は税政連の活動により実現したものであり、最大の功労者は、中国税理士政治連盟の久保会長、杉山幹事長をはじめ、全国の単位税政連と税理士による後援会の会員各位であります。改めて感謝を申し上げます。

改正税理士法は、三月三十一日に公布されましたが、税理士制度の改革がこれで終わるわけではありません。日税政は、日税連と連携して、更なる制度改革に向け、新たな一歩を踏み出さなければなりません。また、改正法の施行に

向け、税理士会則等の見直しが進められており、特に公認会計士への資格付与の見直しについては、国税審議会の動向等を注視し、的確に対応しなければなりません。本連盟は、今後も更なる税理士制度の改革に向けて、日税連と連携して積極的に対応いたします。

税制改正への対応については、今年度は行政不服審査法改正に伴う国税不服審査制度の見直し等の要望が実現いたしました。次年度の税制改正に関しては、政府・与党において法人税率の引き下げとそれに伴う課税ベースの拡大、消費税の複数税率の導入等、我々のクライアントである中小企業に影響を与える改正が議論されており、引き続き、情報収集を強化して要望実現に向けた積極的な活動を継続いたします。

昨年七月に行われた参議院議員通常選挙に際して、本連盟は全国統一の運動方針を確立のうえ、単位税政連との連絡調整に努め、単位税政連におかれては地域に密着した選挙支援活動を積極的に行った結果、五十二名の推薦候補者が

当選いたしました。税政連の国会における高い評価は、地域に密着した税政連と税理士による後援会の活動に支えられております。内閣改造が行われ、来年春には統一地方選が行われます。政局は緊張感が高まってきており、本連盟は、今後も積極的に国政選挙への対応を進めてまいります。

また、本連盟は、税理士業界を取り巻く中小企業対策、規制改革、TPP等の課題に対し、迅速かつ的確に対応してまいります。さらに、税政連組織の強化や後援会活動の活性化の推進についても積極的に対応いたします。

すべての税理士会会員が税政連活動の成果を等しく享受いたします。すべての税理士が税政連の活動に理解を寄せて、誇りと使命感を持って活動に参加してくださることを税政連の執行部は切に願っております。

会員の皆様にはより一層のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、貴連盟の益々のご発展を切にお祈りいたしまして、祝辞といたします。



パネル ディスカッション

パネリスト

政府税制調査会会長 東京大学法学部教授
前鳥取県知事 慶應義塾大学法学部教授
日本税理士政治連盟政策委員長

中里 実
片山 善
井戸本 博次

コーディネーター

中国税理士協同組合理事長

灘 博明

税理士は提言する

—日本の未来のために、
日本を支える中小企業のために—



司会者 定刻となりましたので、
ただいまから税制に関するパネル
ディスカッションを開催いたしま
す。パネリストとコーディネー
ターの方、ご登壇ください。
(拍手)
本日の司会を務めさせていただきました
ます、中国税政連幹事の荒神と
申します。よろしくお願いま
す。

本日は、パネルディスカッショ
ンのテーマを、「税理士は提言す
る」、サブとして「日本の未
来のために、日本を支える中小企
業のために」と題し、中国税理士
協同組合の主催により行います。
それでは、本日はご多忙の中ご
出席いただきました御三方のパネ
リスト並びにコーディネーターの
方々のご紹介をさせていただきます
ます。

まず政府税制調査会会長、東京
大学法学部教授「中里 実」様
引き続き前鳥取県知事・慶應義
塾大学法学部教授「片山善博」様
そして、日本税理士政治連盟政
策委員長「井戸本泰次」様
コーディネーターとして、中国
税理士協同組合「灘 博明」理事
長にお願いしています。



どうぞよろしく願いました。

それでは開催にあたり、中国税理士政治連盟、久保雅典会長よりご挨拶を申し上げます。

久保雅典 みなさんこんにちは。

今、司会の方のご紹介にございましたように中里先生、片山先生、井戸本先生、本当にお忙しい中、本日パネラーとしてお越しいただきまして、本当にありがとうございます。また、コーディネーターは、我々が中国税理士協同組合の灘理事長に務めていただきましたので、ひとつよろしく願いました。

それぞれの立場から関連する税制についてのお話をお聞かせいただけるものとして、大変期待をいたしておきます。実はこのディスカッションは、企画・講師への交渉・運営、全て鳥取県税理士政治連盟の牧田会長をはじめ、鳥取県の税政連の皆さんがご準備されたものであります。本当にありがとうございます。

それではバトンを司会者の方にお渡ししたいと思います。

今日は本当に沢山の方がご参加いただきました。よろしく願います。

司会者 ありがとうございます。ここからは進行をコーディネーターの灘理事長にお渡しします。よろしく願います。

灘 博明 今ご紹介いただきました、中国税理士協同組合の理事長の灘でございます。では、私がコーディネーターということで務めさせていただきます。まずディスカッションを始める前に、各先生方から一言ずつご挨拶を願いたいと思います。それでは中里先生

からよろしく願います。

中里 実 本日は、このパネルディスカッションにお招きいただきまして、ありがとうございます。中国税理士会には数年前に全国統一研修会で講演したことございまして、それ以来で非常に懐かしく感動しているわけです。



また、僕は本当に若いころ自治省におられた当時の片山課長に色々もんでいただいたお世話になって、片山先生と一緒にこの場にいるということを非常に光栄に思っております。あんまり色々なことは言えないかもしれませんが、それはそれでよろしく願います。

片山善博 今、中里先生から言及されました片山であります。私は、久しぶりに懐かしい米子に今日戻ってまいりました。七年前まで鳥取県で知事やっていたものから、その頃は一週間に一回二回は必ずここに来ていたんですが、最近は久しぶりであります。さっき名前が出た今日の段取りをされた牧田さんですが、ずっと前からお付き合いで、実はお父さんも税理士されていて、お父さんは県会議員もされていて、私は二十代の頃に県庁で課長やったものから、その頃からお世話になっていて親子二代懐かしい方です。

今日は税をテーマにしたシンポジウムで、私は今も話に出ましたが、昔自治省という役所におりました。色んな仕事をしたんですが一番長かったのは税です。例えば自治省で固定資産税課長とか、あと府県税課長もやりました。これが今日おそろくテーマになるんでしょうが、外形標準課税が問題になっている事業税を所管する課長もやっていたりしまして、税は私のライフワークであります。

今は、慶應義塾大学の法学部で

地方自治論という講座を担当しているんですが、その中にも税がもちろん入っております。今でも関わりをもった仕事をしております。



今日は、中里さんは政府税調の要職におられるので、なかなか口にチャックも要るでしょうが、私は思う存分話をさせていたかどうかと思います、よろしく願います。

井戸本泰次 日税政で政策委員長を担当しております井戸本でございます。本日このように、ご高名なお二人と一緒にパネラーしろというご指名をいただきました。当初、久保先生から「中国税政連で講演会する。井戸本さんちよつと

来てください」というお話でした。てつきり税理士法改正の経緯というところで私考えておりまして、来てみると全然違っております。

本来であれば西調査研究部長が適任ではないかと、このように思っておりますが、税政連というところでありますので、税政連の立場から少し意見を述べさせていただきます。その意味では理論と離れたことを申し上げるかもわかりませんが、ご容赦いただきたいと思っております。

もう一点、今日の朝、日経新聞見ておりました。びつくりしました。三十六ページ目に全税共の一面広告、池田会長と南口純一理事長のお写真があがっております。そして灘先生のお名前もきちつと全国の協同組合のところにあがっております。その日に定期大会とこの研修会を開催された、この企画をされた中国税政連の皆様方の先見の明にまず敬意を表したいと、このように思います。よろしく願います。

灘 博明 どうも先生方ありがとうございました。

うございます。わたくしも一言ご挨拶をさせていただきます。

まずもって本日協同組合の主催ということにいたしました。中国税政連には誠に感謝申し上げます。資金も出して汗もかいて恥もかくと、非常にありがたいお申し出で感謝申し上げます。



投下資本を少し回収させていたいただきたいと思えます。ただいま九、十、十一月は全税共のキャンペーン月間でございます。生保のおぼちゃん達が皆様方の事務所にお邪魔いたしましたら、忙しいとって邪険にしないで、優しい言葉をかけてあげていただきたいと思えます。また、お茶などふるまっていたかと更にありがたいと思えます。そのうえ、関与先の

紹介状を書いていただくと、無常の喜びでございますので、ひとつよろしく願います。関与先紹介カードは東京で集約されまして全税共の正副会長会で発表させていただきます、そのとき私が下を向いて過ごさなくてもいいように、枚数が多いほうがいいなと思っておりますので、よろしく願います。

それでは、いよいよ税制に関するパネルディスカッションに入っていきます。本日はここにございますように、「税理士は提言します。日本の未来のために、日本を支える中小企業のために」。これは、まったくパクリました。日税連の方で出していただいている新聞広告をそのままお断りもなく掲げさせていただいております。お叱りは受けないと思っております。

本日は、こちらの画面のほうを見ていただきますと、私がiPadで画面を操作いたしますので、お手元の資料を見なくても会議ができるというIT会議の走りでございますのでよろしく願います。失敗したら怒らないでください。

今日の会議の中心は、日税連が作成いたしました建議書を中心にしていきたいと思えます。建議書の概要というのがこちらに載っております。この中から色んな議題を選びながら進めさせていただきたいと思っております。

これが先ほど申し上げました、日税連が七月二十四日に日経新聞に出した広告でございます。最重要項目ということで、この三つを出しています。七月二十四日というのは、こちらの写真でございますが、日税連の定期大会がその日に行われまして、その定期大会の後の懇親会に麻生財務大臣が見えられました。その時に麻生大臣は、新聞の現物を手に持たれまして、この写真ではちょうど演台の下に入って見えないんですが、それをかざされながら「こんな広告を出す団体に僕は来たくありませんよ」と挨拶されました。新聞には反対、反対と書いてございますので、麻生財務大臣が、こんな団体に来たくなかったんだけども周りが行け行けと言うから来たんだと言われた時の表情にピタピタの写真です。大いに冗談でございます。

いまして、つかみはOKというパターンだろうと思えます。

まず最初は地方税ということで進めさせていただきたいと思えます。地方税につきまして建議の方では、各地方自治体の税収安定のための税体系の改革、中小企業への外形標準課税への不適応、納税者の理解を得られる地方税負担のあり方を検討という三つがございます。新聞広告に載せましたのはこのうちの、中小企業に対する外形標準課税の導入に反対します、ということでございます。内容的には、中小企業は大企業に比べて財政基盤が弱い、担税力の観点から中小企業には導入しないいただきたいということでございます。また、外形標準課税の課税標準の付加価値割の大半は給与です。中小企業は労働分配率が高いので、外形標準課税が導入されると雇用にも影響を及ぼすこととなります。さらに東京などの都市部の税収が一層増加することから、地域間格差がより拡大する恐れがあります。

この地方税、三つほどございますが、井戸本先生の方からもう少

し内容等につきまして、ご説明をいただきたいと思えます。

井戸本泰次 今、ご発言いただいた地方税ということなんですけれども、まずはじめに日税連の立場から今回の税制改正の要望、建議書ですね、これが例年と違った形で作られたというご報告をさせていただきたいと思えます。その流れの違いは、昨年安倍総理が法人の実効税率引下げのため課税ベースを広げるといふご発言をされました。その結果を受けられて今日お見えの中里先生の政府税制調査会において、二月にまず税制調査会の総会を開催されて、三月から法人税のDGが開催されたところでありまして。六月二十七日に、その内容についてまとめられたものが発表されております。日税連、日税政ともに今回は、通例であれば三月に各単位税理士会の建議内容を集約して、それを四月から六月までの間に建議書にまとめて機関決定することでありまして、税政連の立場から今回は大変短期間に国会議員の先生方から意見を求められました。特に課税

ベースの拡大については、日税連としてきちっと回答できるようになっていたいただきたいという要望を調査研究部にお願ひしました。その中身について少しご理解いただきたいと思っておりますので、ご報告したいと思えます。



まず政府税制調査会で、具体的改革事項として挙げられたのが八項目あります。そのうちの一つ、租税特別措置法の見直しで、これはゼロベースで見直すということでありました。二つ目が欠損金の繰越控除制度の見直し。これにつきましては、中小企業への配慮が必要という文言もいただいております。三項目目、受取配当の益金不算入の問題でありますけれども、この見直し。四項目目が減価

償却制度であります。定率法をなくして定額法にするということも検討課題であるということで挙げられております。そして地方税の損金算入の問題ということで、事業税・固定資産税の損金不算入ということがテーマに挙がりました。特にドイツでは固定資産税を損金に算入しないという実例があるということもお教えいただいているところであります。



六項目目が一番我々にとって大事なことなんです。今回重点要望をあげるときにもこの項目を参考にいたしました。中小法人課税の見直しというのが項目として

挙がりました。その中に三つございまして。一つが中小法人の範囲について、企業規模をみるうえで資本金基準が妥当かどうかを見直すということでありまして。我々の建議書の中にも、これを見据えて提案をさせていただいている項目も沢山ございます。二点目が、中小企業の八百万以下の軽減税率について見直すということでありまして。三点目が、法人成りの問題であります。これについてはここへご参加の先生方大変ご不満（私もありませんが）をお持ちではないか。またぞろ出てきておるのかということでありまして、法人成りの実態をふまえ給与所得控除など個人所得課税を含む検討が必要、法人税三十五条が廃止になると、個人で出てくるのかというような感覚で受け止めてしまう項目が挙がっております。

七項目目、公益法人の課税問題。そして八項目が地方・法人課税の見直し、法人事業税を中止に、というところで外形標準課税が挙げられております。しかしこの中にも、中小法人への配慮などを検討するということ

で、八項目中二項目については中小企業への配慮という文言を挙げさせていただいておりますが、一番大きなテーマとなります中小法人課税については、我々のクライアントが直に影響を受ける項目でありました。

これが六月二十七日に発表されておりますが、先ほど申し上げましたように今回、建議書とは別に調研部と協議させていただいて、五月のはじめに日本税理士会連合会ならびに日本税理士政治連盟で、法人課税に関する意見ということで、五月十二日に意見書を出させていただいております。これをもって国会での、特に議員会館での陳情を各単位税政連の先生方とご一緒にさせていただいたところであります。

まず一点目に挙げさせていただいたのが、受取配当の益金不算入については、諸外国と比較しても見劣りをしている、どちらかというと一〇〇%もしくは九五%程度が損金不算入されているということから見ると、今現在五〇%、一〇〇%という、八〇%ということ自体見劣りするので、全額損金不

算入を要望するという意見書であります。二点目の欠損金の繰越控除については、少し提案型をとらせていただきました。この時点で提案させていただいたのは、繰越欠損金、この当時五〇%ということでありまして、この五〇%については資本金の基準に応じて、規模に応じて、控除の割合を検討させていただいたのが、一億円以下は今までどおり一〇〇%、一億円から二十億円については八〇%、二十億円以上の資本金の会社にとつては五〇%ではどうかというご提案をさせていただいております。また減価償却につきましても、基本的に定額法の受け入れをさせていただきませんが、中小法人につきまして、中小企業については一部定額法を適用できることも考えていただきたいということも挙げさせていただきました。中小法人の法人税率につきましては、引き続き現状を維持していただきたい。軽減税率をお願いしたいということでもあります。最後に外形標準課税については反対する、ということこの五つの項目を五月

の段階で提案をさせていただきました。

その流れの中で建議書は作成させていただき、特に三項目を重点項目とさせていただき、七月二十四日の日経新聞における意見広告に繋がったというのが例年と今年と全く違うところでありまして、ということをお詫び報告させていただきました。大変時間をお取りしましたことをお詫び申し上げます。灘先生よろしくお願いたします。

灘 博明 はい、ありがとうございます。いましました。今おっしゃった八項目のお話は、六月二十七日の法人税の改革ということで政府税調が取り上げた項目のままです。はい、わかりました。

それでは地方税の外形標準課税等について、中里先生の方から政府税調の方のお話、また中小企業に対しては与党の協議会の方で、中小企業には導入しないというようになりそうだといいこと、ございますので、その辺も含めて少し外形標準課税をめぐる政府税調の審議等についてのご紹介をいただいたらありがたいと思っております。

いかがでしょうか。

中里 実 随分回数を使って、さまざまな立場の意見をはっきりとおっしゃっていただくといい形での議論をやりました。ここで問題なのは、地方といたってもさまざまということですね。東京も地方だし、鎌倉市もすごいリッチですが地方だし、地方にもさまざまな地方があるということなんだと思っております。それから中小企業といたってもさまざま、とりまどめの中に書いてあるのは、大企業に負けないような高額の利益を受けながら軽減税率の適用を受けている、果たしてこういうのはどうかというところを書いてあるわけです。ですから、中小企業は資本金基準で、中小企業だからすべて一緒というわけにはなかなかない場合もあるんじゃないかというところが主眼点だったわけです。それから先ほど法人成りのことについても、色々厳しいご意見ございましたけれども、まっとうに仕事をしている小さな企業が法人成りすることは当然の権利ですから、そのこと自体をどうこうって



いうんじゃないんですが。例えば今までどおり、今までと全く何も変わらないのに、例えばメディアカルサービス会社や不動産管理会社をちよいと置いたら急に税金が安くなったというのは、法人成りっていうよりも、それをそこに噛ませると単に税金が減るっていう事なので、法人成りにもさまざまある。何がいけないかっていうつもりは全くないんですけど、さまざま法人成りがあるので、地方もさまざま、中小企業もさまざま、法人成りもさまざま、その中で改正を考えた方がいいことがあれば、それについて考えていくという、こういう立場なんです。いずれにせよ、中小企業への配慮については随所にふれてあるということ

をご理解ください。

先ほど八つの項目の代替財源確保として、法人税の実効税率を引き下げるとすれば考えられる代替財源が列挙されていますけれども、この中で最初の四つ、特別措置、欠損金、配当、減価償却、これは法人税本体の話ですし、地方税の損金不算入とか、あとの四つは最初の四つと毛色が少し違っていると感じがしますし、特に一番最後は違っているというか、この八つがどうしてこの順番に並んでいるかっていうのが記者会見で聞かれたんですが、答えは議論した順番です。

私たちの気持ちとしてみれば、順番をどう深読みしてくださっても、それはそれで先生方のお気持ちだと思っておりますけれども、一つだけ言えるのは、法人税をいつまでにどれだけ引き下げたいかに応じて、代替財源をいつまでにどれだけ用意するかということもおのずと変わってくるわけですから、そこは相互に関連性があるわけですよ。例えば何年間で何%下げるっていうのが、かなり大規模だった場合には、集める代替財源

も、今はいくらでも支出が増える時期ですからある程度増やさざるを得ない。そういうときに考えられるメニューを取りまとめたということでございます。メニューですから、どれを注文なさるかは何政治過程でお決めになることだと思わぬですね。なかには、いろんな政治的な配慮もあってできる事、できない事、色々あると思うんです。そういうことに関しては、私たち政府税制調査会でコミットするよりは、政治家の先生方で議論していただきたいということですが。

昔の政府税調は、かなり税制の決定そのものに深くコミットする意欲があつて、特に大物の方が政府税制調査会の会長をなさつていましたから、総理とサシで話をした、これはこうだつていうことをなさつていたと思うんですね。でもご承知のとおり去年からの政府税制調査会はそうではございません。新聞にも政府税制調査会非力メンバーでスタートという記事が出され、本当にその通りで、我々に来ることは限られています。私は、税制改革を仕切るというよな、だいそれた気持ちは持つて

おりません。政府税制調査会は総理の諮問機関で、諮問機関が税制改革を決めたら、法律家から見ると憲法八十四条に違反して違憲でございます。最終的には国会の先生方が、平場の議論、怒号が飛び交う中で決めていく。これが民主主義だと。そこでの議論のための理論的な意見を取りまとめて、メニューをお作りするのが我々の仕事だというふうに、今は割り切つておこうという感じなんです。

税理士政治連盟というのがあるということ、平場で政治家の先生に、もっと声を出すようにとおっしゃるようなことも、中小企業の味方をなさる税理士の先生がなさることも、民主主義です。これは当然の事だと思わぬ。結果的にどういうふうに決まるか、これはもう国会で決まることですからそれについて私どもがあれこれつて言う必要がないしすべきでもない。日本の民主主義は機能していますので、色んな意見がぶつかりあつて、一定の方向が出てくるという、なんという答えなのかと思いますが、こういう

ことだと思つております。

灘 博明 ありがとうございます。外形標準課税、このたびは中小企業への導入は見送られるだろうということなんですが、理論的に正しいのであれば、またいずれ中小企業に外形標準課税を広げるため、一億円基準を下げるという話が出てくるんだろうかなと思わんですが、ご自身としては、外形標準課税は本来そうあるべきものとお考えなのでしょうか。

中里 実 見送られるどうかは、私はわかりませんが、資本金が一億という、商法上、あまり会社法上意味の無い：なかなか厳しい状況で基準を一億つていうので固定させてしまつてもいいかどうかつていうのは議論があると思わぬです。

外形標準課税の適用範囲を広げるといふ、景気変動に対して税収がある程度平滑的に動いていくためには必要だといふ、総務省の自治税務局はそういう考えだと思いますが、その場合には一億円をもう少し下のほうに下げるつていう

のも起こつてくるかも知れません。ただ、いきなり一千万円まで下りるかという、なかなか政治状況の中ではそう簡単にはいかなんじやないかと。しかも、例えば何千万まで下げたとしても、何千万超とすれば、そこまで減資しておけばいいのかなというような事も起こるわけですから、あまり過度に中小企業を潰しにかかつてつていふような過剰反応を起さないで、粛々と反対は反対というつて理論的におつしやつていふらつしやれば、それで専門家としてよろしいんじゃないかと思わす。我々も中小企業への配慮は常に考えているつもりです。

灘 博明 はい、わかりました。ありがとうございます。片山先生には、元県知事ということで事業税等については、非常にお詳しいと思つたので、外形標準課税をめぐるつてのお話を一つお願いします。

片山善博 今、外形標準課税について議論はいくつか出ましたが、皆さん方がいいですか。外形標準

課税に賛成か反対か。今日の主催者は外形標準課税を中小企業にまで及ぼすのは反対ということを明確に資料にされていきますね。その上で伺いますんですが、例えば法人税率を下げるという時に、代替財源がなければいけないという議論がありますよね。穴埋めをしなくちゃいけないという議論があつて、さあ何があるかなと今四苦八苦してるわけです。仮に外形標準課税を拡大する、中小企業を含めて拡大するというのであれば、法人税率を下げたあげるといような政治選択が出た場合、セツトだと言われた時ですね。今は法人税率は下げてください、かつ、外形標準課税を拡大するのは反対ですという意思ですけど、それを丸めこんで、両方セツトにしてさあどうだと言われたときに、皆さん方がいいですか。個人的な考え方で結構なんですけど、それから受け入れていいんじゃないかっていう考えの人と、それでも反対だと言いかどうかなんですけどね。どっちかと言えば受け入れてもいいんじゃないかっていう方（挙



手）、それは絶対反対だと（挙手）、では法人税率だけ下げてもらうのが一番いい人（挙手）、ということなんですけどね（笑）。

これがどうなるかということなんですけど、私はどうかと聞かれますと、二つの立場があつて、というのはさっきご紹介いただきましたように県知事をやっていたもので、県の財政から考えて法人事業税はどうあるべきかというのは一つ頭にあるんですね、今でも。もう一つは、さっき言いましたけれども昔の自治省、今の総務省で、事業税を所管する府県税課長をやっていたものですから、事業税の改正なんかをやっていたんですね。そういう二つの立場があるんですが、それらを思い出しなが

話をしますと、どうだって言われたいら、理論的には、理屈の上では外形標準課税に向かう方が正しいだろうと私は思うんです。ただ、今それやりますかって言うと、それは違うでしょうと。今どうかって言われたら、やらないほうがいいだろうというのが私の今の考え方なんです。

どうということかという、理論的に外形標準課税に向かうのはいというのにはなぜかという、元々実は地方税制ができたのが昭和二十年代のはじめで戦後できたんですが、例のシャープ博士がアメリカから来て、地方税についての大枠を決めたんですね。そのときに、市町村は固定資産税と個人住民税、特に固定資産税を重視したんです。固定資産税を中心に財政を運営していこう、それに個人所得課税である住民税も一緒になつてつていう体系なんです。このミソは何かという、固定資産税というのはアメリカはプロパティ・タックスといつて、アメリカの市町村も固定資産税のような税を中心に運営するんですけれども、非常に安定しているわけ

です。地価は変動しますが、株価もそれに大きく変動しないですから、それに一定の税率をかけて、税率も変動させていったらいいんですが、そうすると市町村の行政が安定的にできる。実際、今の市町村の財政運営は非常に安定的です。固定資産税は多少変わりますが、そんなに大きく増えたり減ったりはしないし、個人住民税も比較的安定していますよね。

一方、都道府県は事業税、特に法人事業税中心にという体系になつた。その時も、あまり変動しない方がいいだろうという体系にしたんですね。そのときにできた税制は、最初は今のよう所得課税中心の税制ではなくて、まさに外形標準課税だったんです。付加価値税といつていいと思いますけれども。それでスタートすることになつたんです。ところが、実際にやろうと思つたら色々困難があつて、一つは仕組みが非常に難しく、現場の都道府県の税務職員が運用できない、納税者も戸惑いがある、という問題があつたり、政治的に非常に大きな反対があつて、いい税制かもしれない

れど現実的に難しいから、法人税に依拠して、法人税に準じて所得課税でいきましよう、とりあえずは。当面法人税に準じた計算をしてやりましようねっていうことになって、ついこの間まで来たわけです。

皆さんご承知と思いますが、法人事業税は変な税制で、基本的には法人の所得に課税する税なのに、損金算入されるんですよ。

法人税を計算するときに、法人事業税は損金算入されるわけですね。所得課税でありながら、損金算入されるって変な税制なんですよ。それはなぜかっていうと生い立ちが、所得課税ではなかったからなんです。そのの原点に戻しましようねっていうのが法人事業税の歴史なんです。そこへもってきて途中から消費税が入ったものですから、本来消費税のような税制は都道府県の税制として法人事業税が担うという理念があったのに、今やぐちゃぐちゃになってしまったんです。

もう一つは、県知事の立場からすると税収に大きな変動があったら困るんです。例えば不景気にな

ると、今の体系だと法人の所得が落ちますから法人事業税も落ちるんです。ところが不景気になると都道府県は、例えば雇用政策をやるとかいるんなことでお金が余計かかるものですから、かえって、本当は税は増えてもらった方がいい。それは無理にしても市町村のように安定した税制が欲しいなと常日頃思うんですね。すると今のような所得課税で、景気に非常に敏感で大きく変動する税制が都道府県の税制の中心になっているっていうのはまずいんじゃないか。

それから赤字法人であっても県道を使うし、色んな県の行政サービス之恩恵を受けるわけだから、応益課税とよくいいますけれども、やはり応分の負担を広く薄くしてもらってもいいんじゃないかというの、税制上の理論としてはあるわけです。

ところが、今やりますかって言うところ、今、景気がある程度アベノミクスで良くなったというけれども、地方までは恩恵は及んでいない。そうしますと、外形標準課税をなぜやるんですかっていったら、法人税率を下げるためです

と。法人税率下げる下げろっていうのは大企業中心の経団連が言っているじゃないかと。大企業のために税を下げる、そのためになんて地方の中小の赤字法人が今までよりも負担を増やさなきゃいけないんですかと。同じ法人のグループだといっても、一連の改革によつてメリットを受けるのは大企業で、大企業は大体東京に集中しています。デメリットを大きく受けるのは、鳥取県のような中小企業しかないところの、しかも赤字比率の高い、そういう地域で税金をもつと取るんですかと。そうすると大企業は伸びて、そのおかげが地方に来るといっているあの理屈、アベノミクスの理屈はどうなったんですかと。大企業だけ恩恵を及ぼして、地方はもつと苦しめるっていうのはそれはいったい何なんですかっていうことに当然なりますよね。私もそう思います。だからやっぱり今のようないやるべきではない。

では今後どうするんですかというところ、多くの法人が、中小企業も含めて、日本の景気が良くなつて、社会の仕組みが良くなつて、

多くの企業が黒字になる、八割くらいが法人税を払うというような時になったら、その時は皆さん方も所得課税から外形標準課税に変えた方がいいんじゃないかと、所得に高い税率かけられるよりは薄く広く、みんなで負担した方がいいんじゃないかと心変わりされると思うんですよ。（拍手）だから何がいいかと言うと、日本の景気もつと良くなって、今のようにならぬ一以下しか法人税を払わないという環境ではなくて、本当に多くの企業が法人税を払うようになった時が、外形標準課税を拡大する、そのタイミングではないかなと私は思います。

灘 博明 今、お話の出ておりました地方税は応益課税で、国税は応能課税だというような事が政府税調の審議の中に出ておりますが、この地方税に応益性を求めた税制として市町村に固定資産税、県に事業税があるということであれば、これは今後益々応益性を重視した税制改正になってくるだろうなと思うわけですが、そうなる、出ておられますのが法人の均等

割りを増やしたらどうかと。その上で先ほどおっしゃいましたように固定資産税と事業税の損金算入はやめると、こういう議論が出ておりましたが、やはり理論的にはこういった理論の方が正当性を持つというふうに片山先生、お考えでしょうか。

片山善博 均等割りというのは、究極の外形標準課税なんですね。

例えば、どういう仕組みにするかですけれども、例えば資本金に応じて均等割りの額を変えろ。これも資本金という外形に依存した課税ですよ。それとも、大中小かわらぬ一社あたりいくらかという決め方もありますよ。例えば個人の均等割りが住民税にあるんですが、これは一世帯いくらかと自治体ごとに決めるわけです。これは分限者もそうでない人も、家族が多い人もそうでない人も一世帯いくらかと均等割りを払いますから、これまでさしく外形標準なんです。ですから均等割りを増やしていくというのは、部分的に低レベルで外形標準化することですが、これも限界があります。税額に限

界があります。

灘 博明 現在、個人で住民税の均等割りを払っている人が五千人百万人しかいないそうです。均等割りを払っていない人が多過ぎるんではないかというのが政府税調の議論の中で出ておりましたが、その辺のところを中里先生もう少し詳しくご説明いただけませんか。

中里 実 均等割りというのは、

今片山先生が説明なさったように、税の理論としてなかなか難しいところがあるんですね。応益だとしてもそれも全員にとっても難しいところがあって、そういう問題については所得税・消費税、その他については、今の税制調査会、国際課税のグループ、それから番号制度のグループ、そして法人課税のグループ、三つのほかに基本問題の小委員会というのがありまして、そちらでこれから少しじっくりと議論していきたいと思っております。私自身の考えがどうのついているのは、非常にあやふやというか、自信もないもの

ですから、税制調査会が開かれると論客がいっぱいいますから、そういう方々の活発な議論を受け止めて、またいろんな議論が出てくるんじゃないかと思っておりますので、皆さんも税制建議等を通じて、税理士の先生方としてのポジションをはっきりとおっしゃる、いろんなところで百花繚乱、あるいは、百家争鳴みたいになるのが一番税制の議論としていいんじゃないかと思っておりますけど。

ね。というのは、大企業が多いのは東京、大都市に多いですよ。さつきも言いましたが、鳥取県などはもう九九・九%中小零細企業ですから、赤字の比率がすごく高いです。そういう中に持つてきて、法人税率を下げた外形標準課税を広げるといふことになると、東京に本社が多い大企業は一般的にいつて減税になる企業が多い。こちらは、赤字で今まで法人事業税を払っていなかったのが払うようになる。ですから持ち出しが増えます。地域からお金が吸い上げられます。

灘 博明 それと議論の中を見て

おりますと、外形標準課税を上げると大都市と地方の差が広がるといふ、日税連の主張でも格差が広がると書いておりますが、まったく違うよ、そんなに広がらないよという意見もあります。我々としたらどちらが正しいんだろうか、いや、日税連が正しいんですが、違う意見を考えると、我々の言っている差が開くという議論はどういうところから出てくるんでしょうか。この辺は片山先生は詳しいんじゃないでしょうか。

片山善博 私は開くと思えます

灘 博明 地方税につきまして、大体話も出尽くしたようでございますので、続きまして二番目の提

言として新聞に出ましたのは、欠損金の繰越限度額の一律縮減への反対意見です。現在大企業は八〇%、中小企業は一〇〇%というところでございますが、この限度額を一律五〇%に削減してはどうかという意見がございます。内部留保の総体的に乏しい中小企業については現行の制度を維持すべきだという提言でございます。



また、欠損金が生じた事業年度につきましては、書類、調書類、保存が要件ですが、控除限度額が縮減すれば期間は延長される。そうなるとその帳簿保存等の負担が企業に増えるということがございます。このことも新聞広告に記載しております。建議書の方の内容をみますと、そこに三つほど、国

内産業の活性化を図るため税率の引下げが必要、税率引下げによる税縮減の補填のみならず、税負担の公平を図るための課税ベース構築を検討、中小企業の事務負担に配慮した各種租税措置、特別措置の見直し、ということが抜粋として記載してありますが、井戸本先生、これの補足の説明を一つよろしくお願いいたします。

井戸本泰次 私に振っていただけなかつた外形標準課税のところ、少しだけご報告をさせていただきたいんですが。日税連、日税政におきましては、建議書の中で、何でもかんでも反対とは申し上げておりません。今回、先ほどの八項目の中で、資本金の問題が取り上げられておりました。それに対して今回の建議書の中で、外形標準課税のところ、形式的な減資により外形標準課税を回避している法人に対しては資本金等の額を判定基準とすべきであるという提言もしておりますことをまずご報告をさせていただきますと思います。

ただ今の繰越欠損金の件であり

ますけども、繰越欠損金につきましては、なぜこれを継続しなければならぬかにつきましては、今コーディネーターの灘先生がおっしゃった通りであります。少し違う考え方があります。これについて、今意見が出ておりますのは、期間も少し考えたいということでありまして、少しややこしい検討を調研部でしていただいております。

今一〇〇%九年ということになりますから、九×百で九百という数字が今の現状の控除の数値と、何の根拠もないんですけどもまずこれであると。これを八十%にすると、九百に一番近づくと年数はいくらか、大体十二年近くになるんじゃないかということになるかと思えます。もし、そういう件と、今の控除の総額を維持しながら率を下げるとしたときに必要とする期間、そのように長くなる、十一年かもわかりませんが、長くなるとしたら最大の問題としては、商法の規定による帳簿の保存期間を超えて、なおかつこの繰越欠損を受けるための帳簿書類を保存しなければならぬということ

が、我々関与させていただいてる中小企業にとつて可能なのかどうか、そのスペースが本当にあるのでしょうか。結構なボリュームの帳簿になりますけれども、それが保存できるのかどうかということとを、調研部においても検討させていただいております。

先ほど五項目、五月に意見を述べさせていただいた中で、一億円以下やはり一〇〇%ということでもお願いしたい。期間についても、ただ今申し上げたことを踏まえれば、九年というのは適正ではないかとこのように考えて意見を述べさせていただいております。

ただ一点ですが、わたしの手元に八月三十日付の日経新聞デジタルの記事があります。ここには当初検討されていた五〇%ではなく、六〇%ということで政府から党に、党税制調査会に諮問が出されているということでありますので、付け加えてご報告をさせていただきます。

灘 博明 井戸本先生、失礼いたしました。それでは先ほど、中里先生の方から八項目の順番は議論

した順番だとおっしゃいましたが、税理士会の法人税についての説明の文書を見ますと順番が入れ替わってますよね。あれはわざと変えられているんですか。一番に受取配当益金不算入をもつていて、二番の欠損金と入れ替わっている。三番目の減価償却はあつて…一番と二番が入れ替わってますね。あれはなにか意味があるんですか。

井戸本泰次 特に意味を聞いておられません。

灘 博明 そうですか、はい。それでは今の欠損金繰越限度額の話でございます。日税連の方ではそういうお願いということをやっておりますが、中里先生、繰越欠損金の問題についての議論の状況等は、いかがなっておるんでしょうか。

中里 実 これは法人税の基本的な構造の中での話ですから、法人税の実効税率を下げるっていう時に、しかし税金を極端に減らせないとすれば、欠損金というのはそ

の中の候補の一つに挙がり得るんだらうと思うわけです。それで特別措置の次に挙がってるんじゃないかと思いますが、ただ、今おっしゃったように、これは縮減率と年数の話で、昔、大企業とか一〇〇%七年、それが八〇%九年ですよ。だから一〇〇%七年だと七十で、八〇%九年だと、八×九で七十二です。これを更に何%何年ということで、パーセント下げるんだつたら年数を延ばすっていうことは要求として出てくるし、それはそれで理屈があるんだろうと思いますね。

ただ、あくまでも減価償却ですから恒久的な財源にはなりにくいものなので、あくまでも最初の実効税率を下げた時の何年間の話ということになつちゃうので、いくら財務省や総務省がいろいろ考えても、ここで多くの代替財源を生み出すということは、実際には難しいということですよ。

ずっと帳簿をとっておく、そうすると納税者が困る、税理士の先生が困るだけじゃなく国税だつて困るわけですから、現場で納税のことをなさっている、税理士の先

生、納税者、企業、そして国税の職員、全員困ることを法律として作つてうまくいくかといえば、現場の人がみんな嫌がつてることはなかなか難しいですよ。

灘 博明 片山先生も何かご意見があれば。

片山善博 私は基本的にこの種の法人税制の基本構造に関わる部分を、国の財政上の都合でいじくりまわすのは止めるべきだと思えます。法人税は、事業年度という仕組みをとっていますね。これは便宜上です。企業は永續するわけです、潰れない限りは。一年単位でモノを見るということは、会計もそうだし、それから税制もそうなっているから一年単位で括りをつけて計算しますけれども、企業活動というのはずっと続きますよね。たまたまある事業年度に赤字が出て、その処理をどうするかといったら、本来であれば次の年度で全部処理すればいいわけで、それで処理できなかったらまた繰り越せばいいわけで、それを何年でやるか、何年でケジメをつける

かっているのは割り切りですけれども、私は一〇〇%、七年なら七年、以前の制度でいいと思いません。

これをさつき中里先生も言われましたが、いじくりまわすと、また現場にいろんな混乱が生じるわけですね。納税者もそうだし、皆さん方もそうだし、税務署もそうです。私は、今からもう三十何年前ですが、税務署長をやったことがあります。東北の能代税務署で税務署長やって、そのとき税理士の皆さんもお付き合いをしたんですけれども、そのときの経験からいうと、現場はクルクルクルクル制度をいじくりまわすと、何年も何年も書類をとっておかないといけないとか、そういうことはできるだけ止めた方がいいです。簡素にした方がいいですね。署員も仕事が増えた割りには増えてないんです。むしろ減つたりしてましたから。そんなことを考えると、基本的な部分はいじらない方がいい。これで国庫が得するのかっていうと、実は見てくれば辻褄が合うんですよ。当座はお金がちよつと入ってきますから。ですがそれ

は恒久的な財源ではなくて、いずれ入ってくるのを先取りするぐらゐの意味合いです。ところが財務省の人たちは、そこをすぐく気にするんですね。予算のシーリングとかやっていますから、そうすると来年度の予算で辻褃が合うかどうかというのをすぐく気にするわけです。赤字国債を何兆円以下に抑えよう、それはそれでいいんですが、一定の、五年なら五年で見たらそんなに変わらないのに、一年、単年度ごとに辻褃を合わせようとするから、そこに無理が生じてこんなところに手をつつ込もうとするんでしょうね。

こういう見てくれるのには是非止めるべきだと私は思います。

灘 博明 はい。それでは、法人税の方は先ほども井戸本先生がお話になったように、沢山の項目が挙がっております、こちらの方の抜粋ではまとめて書いてあるので、非常に議論が少ししにくいかなと思います、非常に大きなことが今回取り上げてありますよね。受取配当の益金不算入制度です

か。私的には、減価償却を定額法に一本化するという話は大変シヨックな項目です。私もこの業界に入って四十年になります慣れ親んだ定率法がなくなってしまうというのは淋しい話です。中里先生、これは世界的な傾向なのでしょうか。

そうですね、やむを得ません。地方税に関する事項や欠損金の繰越控除につきましては、既に触れておりますので、外は中小法人課税の見直しとして、中小法人の範囲、軽減税率及び法人成りの問題や、公益法人課税等の見直しの問題があります。

日税連では、現在中小法人にのみ適用のある所得八百万までの軽減税率を、大法人まで適用することにしてはと提言しておりますが、このことは政府税調の方では話題になっておりません。検討していただくのがたいと思います。井戸本先生の方からお伺ねしたいことがありますでしょうか。

井戸本泰次 特にございません。

灘 博明 それでは、消費税の項目に入らせていただきます。

画面の方を見ていただきますと、軽減税率を導入すべきでない理由が一から六番まで書いてあります。

一番目は、軽減税率により税収が減少すれば標準税率を引上げるか、社会保障給付を抑制等する必要があること

二番目は、軽減税率による負担軽減、この影響は低所得者よりも高所得者に多くなること

三番目は、軽減税率の対象範囲を決めることが困難であるとともに納税義務者の事務が複雑となり、徴税コスト等も増大すること

四番目は、ヨーロッパ諸国では軽減税率の適用に関する訴訟が非常に多いこと

五番目は、インボイス制度を導入しないといけなくなり、インボイス制度を入れると納税者の事務負担が増えますよという理由をあげております。

六番目が、現行の簡易課税を残すとすれば、簡易課税制度が非常に複雑なものになりますね、こういう六つの理由を挙げて、この消

費税の導入を反対するということを入れております。

この消費税の問題につきまして色々議論があるんだろうと思いますが、中里先生の方から政府税調での意見等についてご紹介いただければありがたいと思います。

中里 実 軽減税率っていう言い方と複数税率という言い方と二つあって、それぞれ価値観が違うような気がしますが、どちらでもよろしいと思うんですが、政治的にはいろんな考え方があろうと思えます。ただ先ほど申しました通り、納税者が困る、特に零細事業者が困る、税理士の先生が困る、国税職員が困る、現場が混乱するっていう意味では、なかなか厳しい制度である。EUの報告書だったですかね、軽減税率は失敗であった、他国では入れないようになさって。これは国際的な常識になってるっていうことが税調の委員の発言に出てきたということなんです。

私自身はどっちがいいっていうのは一切申し上げてないですけど、税調の総会でご意見をお聞き

したら、三十人くらい出席している中で、ほとんど全員が反対でした。あそこまでハッキリした反対というのは、役所が根回ししたとかそういうことではないと思うんですね。(笑) こんな恥ずかしい制度を導入したら、国際会議でバカにされるとかですね、そこまでおっしゃった方がいるわけでございまして、こっちもびつくりしちゃって、全部議事録に出ていますからご覧になっていただくと思います。思うんですが、かなり激しい感じで私の方がびつくりしたという感じでした。

中で、ある委員がおっしゃったのが、五万円のシャトーマルゴと五百円のチリのワインと、チリなのか南アフリカか知りませんが、どちらも軽減税率というのはおかしんじゃないかと。要するに間接税というのは累進構造に馴染みにくいものなんで、それ無理矢理突っ込むと変なことになるんじゃないかとおっしゃったのが、非常に印象的です。

お二人だけ、軽減税率にも意味があるんじゃないかっておっしゃったのは、名前も議事録出て

ますからあれですが、お二人とも新聞社の方だったわけですね。これはデンマーク、デンマークっていうのは二五%単一税率なんですね、だけど新聞だけはゼロ税率になっっているわけですね。ですから新聞社の方のおっしゃることも、デンマークとかを考えればゼロ税率をおっしゃらないだけまだ非常に抑制が効いてたっていう感じもあるんで、それぞれのお立場ですから、これはしょうがないっていうことで、政治的にどうなるかっていうと、納税の現場は反対なんだろうけど、消費者の方がどう考えるかっていう問題が先に出てきますから、これを政治家の先生方がどう判断するか。ただ、税調の委員の方々としては、世界的には非常に評判が悪いっていうことを理論的に申し上げて、できれば実際に恥ずかしいかどうかはともかく、お止めになったほうがよろしいっていうことはつきりと申し上げるといことだと思えます。

灘 博明 はい、この消費税に關しまして、片山先生ご意見をお願いいたします。

片山善博 軽減税率については、食料品の話でもつばら出ますよね。非常に仕分けが難しいという話が出る。もう一つは、今、中里先生が言われた、新聞とか出版業・書籍ですね、この問題もあるんです。新聞社の人は、自分の社業のために軽減税率導入をという話をされるのかもしれない。私は新聞社と関係ないんですけど、今、今の新聞とか出版業の状況を見てみると、なかなか由々しい状況だになっていく気がするんです。

今、新聞を読む人が少なくなっているんです。皆さんは新聞を読まれるでしょうが。私は今大学で学生を相手にしていますと、ほとんど読まないんですね。これが、段々段々とせり上がってきますから、そのうち日本では新聞を誰も読まなくなるんじゃないか。どこでニュースとってんのって聞くと、いやぁネットで見れますからって言うんですけれど、ネットで流れる情報の元は新聞社なんです。新聞社とか通信社なんです。その本体の新聞社がなくなると、実はネットにも情報はいづれ

載らなくなってしまう。そうすると、民主主義の基礎は情報の共有、特に政府とか政治の状況を共有することが非常に大事なのに、そこを把握をして皆さんに提供する、まさにマスメディアですね。マスコミが疲弊してしまうのは、日本の民主主義の根底を崩すことになるわけです。そうすると新聞にも、書籍・出版にも頑張ってもらわないといけない。それが今青息吐息になっていく状況を見ると、これがたかだか五%が八%になつて八%が一〇%になるとはいえども、今以上に新聞の購読料が高くなった時にもっと客離れが起きるだろうと、もっと本が売れなくなるだろうと。

皆さんご承知かと思いますが本も雑誌もだんだん売れなくなっている。書店もどんどんフェードアウトしてるわけですね。何とかしないといけないときに、追い討ちをかけるような消費税の増税が、息の根を止めるんじゃないかというのを、私も業界に関係ないんですけど心配しています。そこで新聞とか出版とか、これも境界領域は非常に曖昧なところあるんで

すけれども、これには軽減税率を導入してもいいんではないか。そうすると、この部分だけだったらそんなにややこしい話はないんです。零細企業が困るとか、皆さん方が困るって話はないんです。だから食料品などとは区別をしても、出版・文化、それを担う業種には軽減税率があってもいいんではないかなと、私は個人的には思っています。

灘 博明 井戸本先生は、何かございませうか。

井戸本泰次 軽減税率につきましては、新聞に掲載いたしました意見広告通りで、我々反対していかないといけない。特に事務については大変問題がある。ということは七月八日に与党税制協議会のヒヤリングに上西調研部長以下、日税連、日税政関係役員がお招きいただいたて、意見を述べさせていたいただきました。出された資料に基づいて、まずどの業種、どの種類について八つの種類が出されましたすよね、ご案内の通りだと思いません。区分経理の問題等、どれを合

めても納税者の事務負担、大変なことになる。特に一点、一番我々が気にしないといけないのは、ここに書いております簡易課税であります。八種類で簡易課税をかける最高五百の区分けになってしまふ。本当にそれが我々の事務所のできるのかっていうことであります。



税理士事務所、顧問料、月額いくらって決めますよね。でも本当はその作業にいくらかかるかっていうのがコスト計算なんです。その時にこの工程をずっと分析すると、税理士の統計をとっていただいている顧問料から計算すると、私は大半が赤字になるんじゃないかというふうに思います。その赤字部分を今の現状の中小企業の方

に受けていただけるかっていうと、これもまた困難、これは私的な計算をさせていただいてのことなんです。

もう一点、今回この軽減税率だけだったらいいんですが、問題提起をさせていただいているのが、社会保障と税の一体改革の必要性と、消費税につきましては、請求書の保存方式、要は帳簿方式の建議という二点を建議書の中であげさせていただいております。

このなかで、私も是非今日のパネルディスカッションで中里先生と片山先生からご意見を賜りたいのは、給付付税額控除が最適である、要は低所得者向けの方法としてということでありますが、与党税制協議会にお伺いしたときに、給付付税額控除には色々大きな課題があつて、政治的にただ今現在取り入れられないというご意見をいただいております。具体的に何ですかつとお聞きしたんですが、回答がないんですね。その中に、たまたまインナーの先生にお聞きしたら、やはり所得の把握、捕捉が課題である。特に農業の所得について、どのように捕捉して

いくかっていうことが課題であるということが与党税調で検討されているというお話でありました。

番号制度と給付付税額控除をセットでという提案を日税政、日税連がさせていただいておりますが、ここは少し両先生のお知恵をお借りして、一体何が課題かっていうことをお教えいただければ幸いかと思っております。以上であります。

灘 博明 はい、それでは中里先生の方から一つ、今の井戸本先生のご質問についてご回答をお願いします。

中里 実 ここでのお返事は、あくまでも僕の個人的な考え方でございまして、税調で議論したものでございませぬけれども、給付付税額控除、要するに税制の内部でお金を配る、税務署がお金を配るといふ、この方式には根本的な問題がございます。一つは、税務署は貧しい人たちの情報は何ら持つてないということなんです。税務職員で貧しい人にもすごい興味があるっていう人は、仕事になり

にくいかもしれないですよ。(笑)だって、金のある人のところを調査しての税務職員ですから。何か、税務署の職員にそんなこと言われても困っちゃうっていうことですね。仮に、細かいことはともかく、貧しい方を大まかに三つの段階に分けるとしても、その松・竹・梅の三つに分けることさえできない。

アメリカはなぜできるかっていったら、全員が申告してるからです。その申告が信用できるかどうかは知りませんよ、だけど全員が申告してれば、それに従って、松・竹・梅に分けるくらいのことにはできるでしょう。日本の場合は申告もしていない、源泉徴収も受けていないっていうような貧困世帯について、どうやって税務署が情報を得るんだと。そういう人たちに申告させるのかと。申告させることになる、税務援助で先生方が大変でしょう。ずらーっと申告期に、給付付税額控除のための簡易な申告のためには、税理士会がご協力しますっていったら、先生方の事務所、それだけで終わっちゃうと思うんですね。税務署

だってできないでしょ、それは。でも、一番弱い方々ですから何とかしなくちゃいけないわけですよ、知らないとは言えないっていう深刻な問題になると思うんですね。

それから、番号制度に過度の期待をもつてらっしゃる方もいらっしゃるんですが、番号ふって所得しやるんですが、番号ふって所得がわかるんだつたら、税務署なんか知らないわけですから。番号ふったつて何も分からないところは分からないっていうことです。土地に番号ふれっていう意見もあるんですが、登記名義と真実の所有者が違うっていう民法の一番最初に習うことで、番号ふったつてその土地が誰のものかなんて全然分からないわけですね。三代前のひいじいさんのときのままに登記名義がなってる土地をどう番号ふるかっていったら、百二十七人に番号ふらないといけないとか、その調査誰がやるんだと、できないわけですよ。ただかかできるのは銀行預金、しかもそれも銀行への負担を考えると、今後新しい預金に口座にふっていくくらいが関の山だと思うんですね。

固定資産税がうまくいってるのは、台帳課税主義だから、これはうまくいってるんで、真実の所有者っていうふうには、所得税の給付付税額控除を台帳課税主義っていうのはいかないでしょ。それはもう無理だと思うんですね。

というわけで、税制の内部で給付を行うっていうのは大変に困難です。唯一可能なのは簡易な給付措置です。これは住民税非課税世帯っていうのは地方で把握してまわすから、これは松・竹・梅できるわけですね、二万、一万五千、一万とかできるわけで、これを充実させていくっていうことじゃないかと思うんですね。申告なしに貧しい人たちを松・竹・梅に分けるっていうことが、もしできるんだつたら教えてください。税調では是非、それはご報告したいと思えます。

い出しました。ちょっと悪いフリだったかもしれないですね。片山先生いかがでしょうか。

片山善博 私も税務署の経験とか、自治体の経験からしますと、止めたほうがいいと思いますね。といいますのは、一つは申告している人の間でも、所得の補足率の違いがありますよね。昔は、クロヨンとかトーゴーサンピンとか言われましたよね。その補足率が違う結果を元にして、いろんな行政サービスの負担を違えてる制度が多いわけですね、例えば保育所の保育料なんてのは違っわけですね。

そうすると、一番保育料が低いリンクに属してる親御さんが、高級外車で毎日子供を送り迎えするということがあるんですね。何でだろうかという、ほんとは金持ちなんだけれど、所得の補足率が低い、これでいいんですかというのは今随所に出てるわけですね。

灘 博明 そういえば、中里先生の前回の話を思い出しました。中国統一研修会で、給付付税額控除が導入されたら真面目な日本の税務職員は自殺者が多数出ると思って、反対されていたのを今思

実態調査も低いわけですよ。まして、申告をしていない人の把握はほとんどできていない。その人たちについてはよくわからないわけですよ。それは市町村がやることになっていくのかもしれないが、実際は市町村もよくわからない。ですから、そういう今の把握状況を前提にして、制度として、給付付税額控除を税制の制度の中にビルトインするのは、かなり無理があるんじゃないかという気がします。

灘 博明 井戸本先生、非常に部が悪くなつてまいりましたが、どうですか。反論をひとつ。

井戸本泰次 今、ご指摘いただいた中里先生のご意見いただくのは、少し誘導させていただいてですね、ご意見をいただいたんですけども。我々としては、番号制度の定着後には、この給付付税額控除も検討していただけるのではないかと。これから先、税理士会としても番号制度をもう少し真剣に取り組んで、定着化、たぶん五年から十年かかるかと思えますけ

ども、五年か十年後には、是非今回提案させていただいてるような形をとっていただけるように、政府税調においてもご検討いただければ、中期的というよりは長期的にご検討いただければと、このように思うところであります。以上であります。

灘 博明 今は、本来消費税の単一税率の維持の話でございましたが、給付付税額控除の方に話が逸れてしまいました。消費税の方では私も、ある国会議員の先生に言われたことがあります。なぜ税理士が消費税の単一税率にこだわるのかと、複数税率にすれば税理士業務が増えて、税理士が儲かるのではないかと。一般的にはそう思っておられる方が多いということでございますが、我々は導入の時から、消費税で儲かったことはないですよ。負担の方が多いだけで、やっただけ報酬をもらつてる人がもしいらつしゃいましたら手を挙げてみてもえませんか。というの、これが税理士の現状でございます。決して消費税が複雑になつたら税理士が儲かるとい

うのはございませんので、議論には関係ない話でございますが、ご説明をさせていただきます。

続きまして、一応、今まで日経新聞に出しました三つの最重要課題につきまして、いろいろお話しができたわけですが、我々が携わっている税の中でもう一つ非常に重要なのは、所得税につきましては、社会保障政策のあり方も考慮した所得税の構築及び所得再分配機能の回復を図るための既存の各種措置の見直しということで、まとめてございますが、具体的なことが少しよく分かりませんので、井戸本先生、補足説明していただくとありがたいんですが。

井戸本泰次 はい。まず社会保障政策ということでありますが、公的年金についての建議をさせていただきます。公的年金に対する課税を見直すことということで、独立した所得区分という提案をまずさせていただきます。もう一点、公的年金控除、少し金額的に検討する必要があります、もっと多くという意味ではござい

ません。検討していただきたいということでもあります。

もう一点は所得控除、これを整理するというところでありますが、特に調研部でご検討いただいているのが配偶者控除の問題であります。これを、基礎控除と配偶者控除を組み合わせると有利・不利の計算が相当に出てくる。これについてはもう少し簡明化させる、それとあまりその選択による差が出ないという方向での提案をさせていただいているところでもあります。けれども、一点、皆さんとまだコンセンサスとれているのかどうか存知ませんが、医療費控除について提案をさせていただいております。今現在、最低限度の足切りが十万ということですが、通常支払う自費負担のうち、足切りを三十万という形で今回提案させていただきます。これについてもまた、会員の先生方のご意見を聞きながら、次の運動に繋がってきたいと、こう思います。先ほど八項目挙げさせていただいた中で、給与所得に対する課税であります。役員給与について特に、今回所得控除について、すでに過

去に改訂していただいています。去年大きな改定をしていただいておりますので、ここは八項目のうちの一項目に挙げられておりますけれども、現状を十分に考慮していただきたいという提案で所得税の方向をさせていただいております。

数多くございますが、一番続けて建議させていただいておりますのが、土地建物の譲渡損益は他の所得との損益通算を認めていただきたいということであります。特に私どものクライアントであります中小企業の再建の時に資産を処分して再建しようという状況にあつて、キャッシュフローを悪化させるようなことにならないようにということ、これはなかなかお認めいただけませんけれども、本年度もあわせてお願いしているということでもあります。

もう一点、毎年提案させていただいている項目、生計を一にする親族間の経費処理の問題でありますけれども、不相应に高額な金額でないものを経費算入するように改めていただきたいと思います。要は適正でない支出について、親族間の支出については経費処理されなくても結

構ですが、適正なものについては経費処理をして、企業所得の適正化を図っていただきたい、という提案をさせていただいております。中心となりますのが、これらの項目であります。以上、報告いたします。

灘 博明 すべて、お尋ねした方がいいですか。

井戸本泰次 いや、一番は、お聞きできるとすれば、役員給与に関わる給与所得控除について今後、更にご検討されるのかどうか、これについては是非ご意見いただきたいなど、このように思っております。

灘 博明 これもかつての特殊支配同族会社の役員報酬の損金不算入の件で、税理士会がいろいろ運動して廃止していただいたことがあります。また似たような考えの案がちよろちよろと出てきますが、今の井戸本先生のご質問につきまして、中里先生の方からご回答お願いします。

中里 実 今、井戸本先生がおっしゃったさまざまな論点についてですね、この秋から冬ぐらにかけて、まだ分かりませぬけれども、所得税の基本的な基本構造に絡む問題について、税制調査会の基本問題小委員会と総会で議論していくことにおそらくなるんじゃないかというふうに思います。

法人税をめぐる議論は、今ももう政治過程の方に年度改正の問題として、党税調なりの議論に移つて、あと平場の議論にいつて、そして国会の、というふうになるんだと思うんですね。そうすると、そちらとちよつと離れたところであつてなると、所得税について議論しておかないと、今の税調ができたのが去年の六月末ですから、今年で一年、来年、再来年には中期答申を出さないといけませんので、所得税についてきつちりと議論しておかないと難しいということになりますから、その議論をいつするかということと関連してくるので、私個人の気持ちとしては、今までも配偶者特別控除、配偶者控除とかやりましたけれども、さらにもう少し包括的に所得税を

見ていく必要があるかと考えております。

灘 博明 片山先生も一つお願いします。

片山善博 私は、所得税は一番基本的な税制ですから、小手先の改正は避けるべきだと思っております。例えば、先ほど法人税のところでは、先ほど法人税のところでは、言いましたが、ちよつと税収の「見てくれ」を増やしたいとか、そういうことではなくて、社会の構造とか、そういう変化にちゃんと対応していかうかという観点が必要だろうと思っております。そういう面から言うと、現行の所得税制には古めかしいところがいっぱいあると思います。例えば、配偶者控除なんかは典型的かもしれない。一昔前のほとんどの人は専業主婦だった、そういう時代に応じた一つの税制だと思っております。今、住民税なんか特にそうですね。今、世帯単位で物事を考えています。税制はそうなってまいりますが、現実には個人単位で行動する人が多くなりましたよね。そういう社会とか家庭とかの変化に応じ

た所得税のあり方にするというのは、一つ重要な検討課題だと思っ
てますね。

それから、年金課税なんかも、昔は年金もらって生活する人はそんなに多くなかったですが、これからほとんど年金によつて家計を賄う世帯が増えてきます。そういう時に、今までの年金課税の仕組みでいいのかっていうのは、大きなこれも論点だろうと思います。

それからさつき、医療費控除を十
万円でもいいのか、三十万円にすべ
きとか言われましたが、考えてみ
たら医療費控除十万円の足切りつ
ていうのはもうずいぶん昔から変
わってないですよ。ほんとにこ
れでいいのかっていうのもある

し、医療費控除でいうと、私なんかは、治療から予防へという時代
からすると、疾病予防控除みたい
な、医療費控除があるならば、疾
病予防控除なんかの方で、病気に
かからないようなところにインセ
ンティブをつけてあげる、そっち
の方がいいのではないかと。病気に
なったら優遇してあげますという
よりは、先取りした方がいいんで
はないか。個人的にも生活習慣病

を免れるために一生懸命歩いたり
走ったり、階段上がったりして、
医者にできるだけかからないよう
にしているんですね。もつと疾病予
防に税制上もインセンティブを与
えるような面があつてもいいので
はないかなと個人的には思つたり
するものですから、この際、社会
経済情勢とか、家庭とか、ライフ
スタイルとか、そういうものの変
化に応じた所得税制に是非、移行
する。これを政府税制調査会で、
党税調ではこんなことはやらない
ものですから、政府税制調査会で
やっていただけだと思います。

灘 博明 はい、ありがとうございます
います。一応所得税までいきまし
た。所得税、本当はもうちよつと
時間を割くべきでしょうが、パネ
ルにちよつと、三行しか書いてご
ざいませんで以上とさせていた
だきました。

ここで、皆様方からのご意見を
いただきたいんですけども、実は
私が段取りを失敗いたしました、
山口県の久保会員より、会長のコ
となんです、事前にご指示をい
ただいたのがございまして、先ほ

ど地方税のところまで飛ばしてしま
いました。

内容は、ふるさと納税が今非常
に取り上げられているけども、ふ
るさと納税は住んでいない所へ
もつてつて住んでるところの税金
を移すということだから、地方税
の趣旨からいつておかしいんで
ないかと、こういう議論がもつと
出てくるべきではないかというの
が一点でございます。

もう一つが、地方創生につきま
して、今日の日本新聞にも石破
担当大臣の大きな写真が出てまし
て、地方創生についても意気込み
等を語っておられました、地方
創生の中で、今の予算と今年度の
予算概算要求をみても、大半は国
交省のハード面のもが多いと。
地方自治体自体が地域振興を計画
し、予算も自由に使えるような方
法はないんでしょうかというお尋
ねをいただいておりますので、中
里先生と片山先生に、これに対す
るご意見をいただきたいと思いま
す。よろしくお願いいたします。

中里 実 ふるさと納税について
は、片山先生にということです

が、地方創生についてなんですけ
ども、吉川英治の本、読んでたん
ですね。ずいぶん古い小説家です
けども、北宋、中国の王朝で宋つ
ていう王朝がございまして、北
宋っていうのは、徽宗皇帝が金に
拉致されたりして一旦滅びて一族
が逃れて南宋っていうことで、こ
の宋の時代の中国は文弱で、文化
は発展したけれども、色んな周辺
の民族から侵略を受けてつてこと
だったんですが、北宋がなぜ滅び
たかについてに関して、吉川
栄治先生の分析が書いてあつて、
要するに北宋で栄えていたのは、
四つの首都っていうのか、大都市
だけで、田舎は疲弊しきつていた
と、特に農村なんかは悲惨であつ
たと。結局ですね、ものは程度な
んです。多少の格差つていうのは
人間社会のことですから、しよ
うがないとは思つてんですけど、疲
弊しきつてるところと豊かさを
謳歌しているところの差があまり
に極端だと、これは結局二十人の
奴隷で一人のご主人様を養うよう
なシステムになつちゃうんですよ
ね。そういう制度は長続きしない
と。地方創生を気合入れてやるつ

ていうのは、もう大変に重要なことであるというふうに思っているわけです。地方分権がどうのつていう以前に、日本中どこに住んでいても一定程度の生活水準が、職場とか、そういうのが確保されるようにするのが国の義務であり、もちろん地方公共団体の義務でもあるというふうに思ってます。

いくら自由競争とはいえ、格差があまり極端になったら、そこはなんとかしなきゃいけないという、それを石破先生がなさろうとしてらっしゃるんでしょうから、是非、税制でどこまでできるかそれはわかりませんが、個人としていろいろ応援したい気持ちがございます。

片山善博 ふるさと納税ですが、ふるさと納税ってご存知ですか。例えば、私は今東京都港区に住んでいます。縁のある鳥取県の米子市に寄附をする、そうすると、例えば私が三万円寄附をすると税額控除、所得税と住民税の控除で、二万八千円分の国税と住民税が軽減される。三万円寄附すると持ち出しは二千元、それでふるさと

ととか、縁のある応援したい自治体に貢献できるという制度なんです。皆さんされた人おられますか。(挙手)



はい、まあまあいい制度なんじゃないかなって思われる。(挙手) いや、よくないって思う人。(挙手) はい、答えをいいますと、こんな制度はすぐ止めるべきです。(笑) さつき、灘さんも言われましたけれど、住民税というの、住んでいる自治体から行政サービスを受けるわけですね、その行政サービスに要するコスト

をみんなが負担しようというのが、地方自治でありそれを財政で支えるのが住民税なんです。負担分任というんですが、行政サービスに要する経費はみんなが負担し合いますよということですね。すると、総コストを何らかの課税標準で割り返すと税率になるわけです。固定資産税の単一税制だったら、固定資産税の課税標準で総コストを割り返せば税率になるわけですね、これがアメリカのやり方です。そうすると、税率は常に必要な経費を賄うために上下しながら決めていくわけですね。本来そういうことなんです。

そういう中で例えば、私は鳥取県に縁があるからと鳥取県に寄附すると、その分住所地に払う住民税が減ります。みんながそんなことをしただしたら住所地の税金が減ってしまいます。しかも最近、特産品を贈るんですよ、寄附してもらったら。例えば三万円寄附してくれたら一万円分くらいのハムを贈るといいます。どこだかわかりますか。ここなんです、ここ。(笑) それですごく増えているんだそうですよ、寄附が。そう

しますと三万円寄附すると、寄附した人は二千元の持ち出しで、一万円相当分のハムが来ると八千円得するわけです。それから、一万円ハムを出しても三万円もらった自治体は二万円得するわけです。みんな良かった良かった、ホクホクですよってなるのですが、そんないい制度があるわけじゃないですよ、誰かが負担しているんです。誰が負担しているんですかといったら、国税が五千六百円くらい負担して、あとは全部当人が住んでいる住所地の自治体が負担しているわけです。

これは東京の人が地方に送るかわりにじゃないかって言われるんですが、実は鳥取県の人がかこの大都市の特産品に目がくらんで、そこに寄附しても成り立つ制度なんです。過疎地の貧乏自治体もつと貧乏になる可能性もあるわけです。こんな制度はやっぱよくないです。寄附が増えれば増えるほど、特産品がどんどん贈られて来れば来るほど、税がどっかこっかに消えてしまうわけです、特産品で。地方財政にそんな余裕は今ないですよ。こんな制度は

止めるべきです。

もう一つの問題は、とんでもないところに余波がありまして、今まで寄附金控除は、例えば国とか自治体とか一定の公益法人とか最近ではNPO法人とか、そういうところに寄附したら寄附金控除がありますよってということで、多少違うんですけどぼぼイーブンな特典だったんですが、このふるさと納税ができて、自治体に寄附した場合だけが異常に恩恵が多いんですね。そうするとどこかに寄附しよかなって思っている人が、NPO法人とかに寄附しよかなと思っけていても、そこは寄附したって何にも見返りくれないから、じゃあ米子市に寄附しよかなっていう気になるわけです。そうすると結果的には寄附が、自治体があまりにも優遇されるんですから、他の福祉団体とかNPO法人とかが追い出されるっていうか、跳ねのけにされる。そういう影響があるんですね。

自治体には課税権があるわけですから、お金が足りないなら税率を上げたらいいんです。本当にどうしても必要な仕事があつて、や

らなくちゃいけない、でもお金が足りない、それなら合意を得て住民税なり固定資産税を上げたいわけですね。それだけの強権を持つているわけですから。一方、自殺予防とかDV被害者支援とかを細々とやっていて、そういう寄附を頼りにするしかないような団体も多いわけですね。課税権なんか持つてないですよ。自前の財源調達もできない。そういうところに寄附が行きにくくなつてしまつて、課税権を持つてる強い自治体に寄附が集まりやすくなるなんてのは、やっぱりこれはバランスを欠いてると私は思います。

田舎の自治体は弱いつていう觀念があるんです、東京から見たら。だけどその自治体もNPOとか福祉団体に比べたら強権を持つているわけですよ。だからすごくバランスを欠いた制度です。でも人気があるんですよ。だつて三万円寄附したら二万八千円税金が安くなつて、一万円のハムまでもらえたら良かった良かったことになりました。それで政権与党も今度、枠を倍にしますと。例えば、六万円寄附したら二万円分の見返

りがもらえて、持ち出しは二千元で済むと。こんなバカな話はないですね、ポピュリズムの典型だと思います。実は鳥取県が一番受け入れが多いんですよ。(笑) だから片山さん良かったですね、東京でよく言われるんですけどね、非常に複雑な心境ですけどね。そりゃ鳥取県に寄附が集まるのはいいことかもしれませんが、広く税制全体とか財政全体とかNPOのことなんか考えたら、やっぱりこんな制度は止めなきゃいけないと思います。

地方創生は、中里先生が言われた通りです。問題はこれからどうするかなんですが、今まで何でもんなに疲弊したのかつていう原因究明が必要です。今までだつていろんなことをやってきているわけですよ、不景気になつたり雇用が必要だつていうことになつたら、いろんな施策を国がお金出してやつてきているんですがうまくいつてないんですね、なぜかつていうと、こうなつてきている状況とそれに対する処方箋がマッチしてないんですね。鳥取県なんか、私

たんですが、何でこんなに雇用が減るのか、足りないのかというところ、今のギリシャと一緒なんです。ギリシャは国際収支が大赤字ですよ、みんな出稼ぎに行くわけですね。出稼ぎの仕送り収入とフランスやドイツの金融機関に国債を引き受けてもらつて、それでバランスをとっているわけですけど、もうこれ以上貸せないよつていて、フランスやドイツの金融機関がギリシャに対して通告したわけですね、財政緊縮しろと。それでみんなことになつたわけです。鳥取県なんか外に売るのが少なくて買うものが多いわけです。そうすると国際収支的な考えをすれば大赤字なんです。これをどうやつて賄つてるかつていうと、家計のレベルでは年金収入が入ってきます。公的部門では交付税が入ってきます。これで、辻褄を合

わしてやるわけですね。これをなんとか変えなきゃいけない、どうすればいいんですかつていうと、輸出というか、外に売

にありながら、政府が出してきた
今までの政策は公共事業なんです
ね。公共事業をどんどんやれー、
それで雇用増やせって言うんです
が、ダメなんです。なぜかってい
うと、公共事業でモノを買うのは
鉄とセメントとアスファルトと機
械なんです。全部外から買うん
です。だから輸出を増やすことに
も輸入を減らすことにも何にもな
らないですね。あと土地代で四
割くらい消えるんです、公共事業
は。土地代は、山陰合同銀行とか
鳥取銀行に預金されるだけです。
銀行は国債買うだけです。土地を
売った人は大体高齢者ですから、
そのうち亡くなると銀行預金は東
京に行っている子のものになるか
ら、知らない間に都民のものに
なってしまうわけですね。こ
んなことやっても経済は全然良
くならないんです。雇用も良くな
らないですね。だからもつと外
から買うものを減らす、外に売る
ものを増やす。

でも外に売るものを増やすのは
難しいです。特産品開発なんかみ
んなやってくるから。じゃあ外から
買うものを減らす。何を減らすん

ですかっていうと一番の赤字要因
はエネルギーです。化石燃料は一
〇〇%外から買う。電気は九割外
から買っています。これをできる
だけコツコツと自前の供給を増や
していくというのが、実は長期的
な展望に立つたら、経済とか雇用
を良くする処方箋なんです。公
共事業をいくらやってもダメなん
です。

それで私は知事の時に、細々と
金のない県ですけれども、風力発
電を始めたり、木質バイオマスと
いつて木を燃やす、それをエネル
ギーにするとかやっただけです。金
のない状態だからコツコツとしか
できませんが、毎年膨大に公共事
業の予算が来るのを、こちらの方
面に振り向けさせてくれたら話は
変わる。例えば、道路とか農道と
かいっぱい作るんですけど、その
一部をエネルギー開発とか、そう
いうところに振り向けさせてくれ
たら、十年二十年経つたらずいぶ
ん変わるのになあという気持ち
があったもんですから、総務大臣に
なったときに、補助金の一括交付
金化という制度を創設して補助金
をできるだけ自由に使えるように

しました。ある程度やっただけ
が、それも安倍政権になったらま
た元に戻されてしまって、元の木
阿弥になっちゃったんですけ
ね。そういう中で、地方創生をや
りましょうっていうて、さて何が
できるのかということで、石破さん
のこれからの苦勞がしのばれます。

灘 博明 はい、ありがとうございます
います。本来であれば、ここで皆
様方のご意見も頂戴して、先生と
色々な話をディスカッションすれ
ばよろしいんですが、ちょっと
引つ張りすぎまして、終了時間を
オーバーしてしまいました。

税理士会は、日本税理士会連合
会を通じて、税制建議を毎年やっ
ておるわけでございますが、ただ
建議を出すだけではあまり意味の
ないことでございます。やはり建
議をした以上には、その建議が実
際に法律等となり、納税者の方々
に我々の提言が届くように、これ
からも税政連動活動を通じて、そ
ういったことをやっていただきたい
。本日も税理士会の建議にもダ
メ出しもございました。ずっと通
らないような意見はどこか欠陥が

あるんだろうというようなことも
ございます。本日は第一回目的のシ
ンポジウムでございますので、こ
れから第二回、第三回と続けて、
より中身をより濃くして、皆さん
と一緒に日本の税制のあり方等
について考える機会が持てたら、協
同組合としても大変喜ばしいこと
だというふうに考えております。
本日は本当に三人の先生方にはあ
りがとうございました。

(拍手)

司会者 はい、長時間にわたる骨
のあるご意見ありがとうございました。

話を聞きながら、片山先生にも
う一度中央という思いが高まっ
てまいっています。そういうラブ
コールを贈りまして、本日も出席
いただきました三名のパネリスト、
並びにコーディネーターの方々に
今一度大きな拍手をお願いしま
す。
(拍手)

平成26年度運動方針

自 平成26年7月1日
至 平成27年6月30日

一 運動方針

税理士法改正が実現した平成26年は、更なる税理士制度の発展に向けた第一歩を刻む年となる。税制においても、消費税の軽減税率の導入の是非、法人税の課税ベースの見直し等の重要なテーマでの検討が行われることとなり、税務の専門家としての税理士の提言・要望はますます重要なものとなる。

本連盟は、中国会の基本方針に則り、会員だけでなく国民からも理解され得る、より一層透明・公正な組織を構築し、後援会活動を支援し、地域に密着した政治活動を推進すべく、次の具体的課題に積極的に対応する。

税制改正への対応については、納税者の立場からの幅広い議論がより一層推進されるよう情報収集の更なる強化に努め、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、日税政、中国会、地区税政連及び後援会と連携して各党の関係議員にはたらきかけるなど、検討と対策を積極的に推進する。

税理士法改正については、日税政と連携し、更なる税理士制度の発展に向けて強力な運動を行う。

本事業年度に施行される各選挙への対策については、地区税政連及び後援会と連携して強力な運動を行う。

税務行政改善への対応については、納税環境整備に係る議論に対応し、国民の権利利益の救済ないし保護に資するよう検討と対策を積極的に推進する。

租税教育、地方公共団体における監査委員・外部監査人への税理士の登用等の公益活動の推進については、中国会及び地区税政連と連携のうえ、あらゆる機会を捉え積極的に対応する。特に登録政治資金監査人については、日税政及び中国会と連携し積極的に対応する。

中小企業対策については、日本経済を支える中小企業の活性化に資する政策が実現するよう中国会と連携し、その基本方針に沿い各党の関係議員、関係機関にはたらきかけるなど、本連盟は、情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。

税理士制度に大きな影響を与える規制改革や資格制度の見直し、TPP等の資格制度に係る外交政策をめぐる動向について、本連盟は、情報の収集に努め、その動向に迅速的確に対応する。

番号制度、電子申告については、公共的使命を持つ専門家として、政府及び地方公共団体の番号制度、IT政策の推進に貢献するとともに、納税者にとって事務負担が必要最小限となるよう、関係議員に対し理解を求める。

東日本大震災への対応については、政府の震災関連特例法案等に対して税理士の職能を活かした実務に即した提言を行い、速やかな震災からの復旧・復興に貢献するため中国会と連携して積極的に対応する。

このほか、税理士の社会的地位の向上を目指し、日税政、中国会及び地区税政連と連携、団結して、国会議員等の後援活動を推進するとともに、政治力と学会体制を一層強化し、国民の理解を得ながら、次に掲げる目標達成のための運動を強力に展開する。

- 1 進展する社会の要請に応え得る税理士制度の確立
- 2 公正で合理的な租税制度の確立
- 3 税理士の社会的地位の向上と権益の確保、拡充

二 重点運動

- 1 平成27年度税制改正に対し、納税者の立場からの幅広い議論が行われるよう、また、中小企業に過重な負担をもたらす改正が行われることのないよう、強力な運動を行う。
- 2 更なる税理士制度の発展に向けて、強力な運動を行う。
- 3 納税環境整備に係る議論に対応し、公正な税制の確立及び税務行政改善のための強力な運動を行う。
- 4 租税教育、地方公共団体の監査委員制度・外部監査制度、登録政治資金監査人制度等の公益活動の推進にかかる強力な運動を行う。
- 5 中小企業の活性化に資する政策が実現するための強力な運動を行う。
- 6 規制改革、TPP等の外交政策の動向を注視し、税理士会への強制入会制と税理士業務の無償独占堅持のため、強力な運動を行う。
- 7 番号制度、電子申告については、納税者にとって事務負担が必要最小限となるよう、強力な運動を行う。
- 8 東日本大震災からの1日も早い復旧・復興に貢献するため、強力な運動を行う。

平成26年度組織活動方針

自 平成26年7月1日
至 平成27年6月30日

平成26年度運動方針に基づき、目標達成のための次の活動を強力に展開する。

一 政策委員会

- 1 本年度運動方針に基づき、本連盟の具体的政策を策定する。
- 2 本連盟の長期的政策を検討する。
- 3 中国会との連絡調整を図る。
- 4 地元選出国会議員等及び各党県連との懇談を通じて、税理士制度への理解を深め、社会の要請に応じ得る税理士制度の確立を目指す。
- 5 日税政及び地区税政連と連携し、陳情等の具体的な運動を実施する。
- 6 税理士の業務及び職域に係る情報の収集に努め、各種の業務侵害行為を防止するための諸施策を進める。
- 7 税理士の社会的活用策、税理士の業務を確保・拡充するための諸施策を進める。
- 8 税理士が、登録政治資金監査人等の公益的業務に選任されるよう諸施策を進める。

二 財務委員会

本連盟財政の充実強化を図る。

三 組織委員会

- 1 本連盟の組織活動の統一強化を図る。
- 2 本連盟組織の改革に向けての諸施策を検討する。
- 3 地区税政連及び日税政との連絡調整及び連携強化を図る。
- 4 地区税政連の充実強化を図る。

四 広報委員会

- 1 税政連活動を広く内外へ周知するため、機関誌「中国税政連」を発行し、情報の提供を行う。
- 2 税理士業界を取り巻く各種情報の収集に努め、活用を図る。
- 3 広報活動の充実を図るため、地域報道機関との連携を深める。

五 後援会対策委員会

- 1 国会議員等の後援会づくりを促進するとともに、後援会の育成を行い、その拡充強化を図る。
- 2 税理士の公益的業務参入のため、地区税政連と連携して、県知事、政令指定都市及び中核市の市長の後援会設立を積極的に推進する。
- 3 後援会活動の活性化を図るための諸施策を進め、後援会長連絡会議を開催する。
- 4 後援会活動を通じて、公職選挙法及び政治資金規正法の理解と、選挙に対する正しい認識の研修と普及に努める。
- 5 本連盟の選挙対策を企画立案し、具体策を講ずる。

税理士による国会議員等後援会一覧表

平成26年9月9日現在
(順不同・敬称略)

■ 国会議員 (※選挙区は前回選挙における当選選挙区を示す。)

後援会名	所属政党	選挙区等	事務所			後援会長	幹事長
			〒	住所	TEL		
税理士による岸田文雄後援会	自民	広島1区	730-0003	広島市中区白島九軒町1-14	082-227-3052	山中 正敏	神田 敏治
税理士による平口洋後援会	自民	広島2区	730-0051	広島市中区大手町3丁目3-6-202	082-245-1928	原田 啓吾	加賀田佳男
税理士による中川俊直後援会	自民	広島4区	739-0007	東広島市西条土与丸五丁目1-3	082-430-8174	菅川 光彦	高盛富美男
税理士による寺田稔後援会	自民	広島5区	737-0143	呉市広白石1丁目1-6	0823-74-2177	山田 毅美	福島慎太郎
税理士によるカメイ静香後援会	無所属	広島6区	727-0013	庄原市西本町2丁目11-13	0824-72-4687	古永雅則(代)	青木 照和
税理士による小林史明後援会	自民	広島7区	720-0821	福山市東川口町2丁目1-20	084-957-8222	定金 孝幸	峯松 孝至
税理士による高村正彦後援会	自民	山口1区	745-0056	周南市新宿通1丁目17 シオフビル	0834-21-0425	松永 浩之	松田 明
税理士による河村建夫後援会	自民	山口3区	759-0204	宇部市大字妻崎開作287-4	0836-44-6200	平田 稔	原田 鉄也
税理士による安倍晋三後援会	自民	山口4区	751-0853	下関市川中豊町5丁目1-8	083-251-5050	川波 正利	小倉 國雄
税理士によるあいさわ一郎後援会	自民	岡山1区	700-0028	岡山市北区絵図町3-15	086-252-3961	重近 實	田中 一宏
税理士による平沼赳夫後援会	次世代	岡山3区	708-0023	津山市大手町8-11 大手町ビル3F	0868-22-4019	浅野 幹夫	日笠 肇
税理士による橋本岳後援会	自民	岡山4区	710-0824	倉敷市白楽町249-5 倉敷商工会館内	086-425-7290	妹尾 盛司	大内 和明
税理士による加藤勝信後援会	自民	岡山5区	714-0081	笠岡市笠岡5106	0865-62-2613	江原 和之	岡本 章
税理士による石破茂後援会	自民	鳥取1区	680-0846	鳥取市扇町54	0857-22-0525	葉狩 弘一	録澤 哲雄
税理士による赤沢りょうせい後援会	自民	鳥取2区	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	松本 正福	中村 剛士
税理士による細田博之後援会	自民	島根1区	690-0055	松江市津田町326	0852-21-5857	尾添 憲男	永瀬 公男
税理士による竹下亘後援会	自民	島根2区	693-0002	出雲市今市町北本町5丁目4-28	0853-21-4030	重本 泰徳	糸賀 巧
税理士による斎藤鉄夫後援会	公明	比例区	732-0811	広島市南区段原2丁目4-16	082-262-1024	大西 龍夫	灘 博明
税理士による溝手顕正後援会	自民	参議院・広島	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-11	082-242-0090	中川 郁夫	岡田 英明
税理士による宮沢洋一後援会	自民	参議院・広島	721-0973	福山市南蔵王町1丁目11-12-101	084-926-0034	齋藤 慎悟	若松 繁夫
税理士による林芳正後援会	自民	参議院・山口	751-0853	下関市川中豊町5丁目1-8	083-251-5050	岡田 事	小倉 國雄
税理士による江田五月後援会	民主	参議院・岡山	704-8183	岡山市東区西大寺松崎248-83	086-943-0346	桑原 一	五藤 榮一
税理士によるまいたち昇治後援会	自民	参議院・鳥取	683-0052	米子市博労町4丁目356 山本会計ビル3F	0859-32-4795	鶴田 和彦	山本 博敏
税理士による青木一彦後援会	自民	参議院・島根	693-0014	出雲市武志町1017	0853-21-4539	細木 貞彦	安原 満
税理士による片山虎之助後援会	維新	参議院比例	700-0816	岡山市北区富田町1丁目9-19	086-222-5913	国富 檀雄	姫井 繁彦

■ 非現職 (※選挙区は前回選挙における出馬選挙区を示す。)

税理士による平岡秀夫後援会	無所属	山口2区	740-0022	岩国市山手町1丁目10-24	0827-24-1456		小泉 潔
税理士による佐藤公治後援会	生活	参議院・広島	722-0014	尾道市新浜2丁目2-21	0848-23-3466	岡村三千男	水兼 勇人
税理士による松本大輔後援会	民主	広島2区	730-0801	広島市中区寺町5-20-403	082-296-1123	三宅 哲	井上 博夫
税理士による菅川洋後援会	未来	広島1区	730-0004	広島市中区東白島町14-15 NTTクレド白島ビル7F	082-227-1414	高山 光徳	中野 徹

■ 地方公共団体

税理士によるゆざき英彦後援会	無所属	広島県知事	730-0052	広島市中区千田町2丁目2-1 平岡ビル2F	082-249-2567	原田 啓吾	海老澤孝公
税理士による松井一實後援会	無所属	広島市長	730-0002	広島市中区白島中町9-13	082-227-8882	杉山 文成	大場 史郎
税理士による中尾友昭後援会	無所属	下関市長	751-0853	下関市川中豊町5丁目1-8	083-251-5050	小倉 國雄	藤上 博之



力になります！

事業資金は 税理士紹介ローンで

⑧(税) (マルゼイ)ローン

「顧問税理士」と
「日本政策金融公庫国民生活事業」が

3つのSで バックアップ

- > **Speedy** 迅速な処理
- > **Simple** 簡単な手続き
- > **Satisfy** 満足のいく条件

⑧ローンとは、中国税理士協同組合に加入している税理士が、顧問先を日本政策金融公庫国民生活事業に紹介する制度です。

中国税理士協同組合 **JFC** 日本政策金融公庫 国民生活事業

中国税理士協同組合ホームページ <http://www.chuzeikyo.or.jp/>

中国税理士協同組合は、 メールマガジンを配信しています！

当組合は、組合員の皆様にお得な情報をタイムリーにお届けすべく、メールマガジンを配信しております。

新刊書籍・DVD、提携施設のご案内等…業務のお役に立つ情報をご登録メールアドレスにお届けいたします。

ぜひ、この機会にメールアドレスをご登録ください。

登録方法

- 1 当組合ホームページ (<http://www.chuzeikyo.or.jp>) にアクセス
- 2 組合員専用ページにログイン



ログイン

ユーザー名
「kyoudou」
パスワード
「kumiai2」
を入力

- 3 右下「メールマガジン配信登録」バナーをクリック



クリック

- 4 必要事項（税理士登録番号・組合員名・メールアドレス）を入力し、「確認画面」ボタンをクリック
- 5 確定後、送信ボタンをクリック！

セール期間 平成27年 1月1日から3月31日まで

通常
10%割引の
中税協取扱
専門書籍が

20%
割引

中税協取扱専門書籍
20%OFFセールについて

当組合では、昨年に引き続き組合員に対する利益還元策の一環として、平成27年1月1日から3月31日までの間、中税協で取扱っている専門書籍を通常定価の10%割引のところを、何と定価の20%割引で販売いたします。組合員の皆さまが専門書籍を定価の20%割引で購入できる大変お得な機会となっておりますので、期間中は是非ともご利用くださいますよう、ご案内申し上げます。

中税協からの

お得な
お知らせ

注文は、電話 082-246-0088 FAX 082-245-8377 メールでも OK! koubai@chuzeikyo.or.jp

以下については、通常どおり10%割引の対応となります。(20%割引の対象外)
・「日本税協連書籍販売ネット」など Web からの購入
・日本税協連が斡旋している書籍 (税務手帳、税務日誌、税務経理ハンドブック、税務重要計算ハンドブック、会計全書など)
・大成出版社、日本加除出版社、社会保険研究所の発刊・取扱書籍、税務六法、小冊子・雑誌など





中国税理士協同組合

082-245-8377

サポートメンバー登録申請書

私は下記①～⑤のいずれかに該当しますので、中国税理士協同組合「サポートメンバー」に登録申請します。

※該当する項目に を付してください。

組合加入種別

組合員

賛助会員（※補助税理士・法人社員等）

① 税理士 VIP 代理店に加入している

（生保名： _____ 登録年： _____）

（登録者名（※賛助会員の場合記入）： _____）

② 大同生命の税理士代理店に加入している

（登録年： _____）※紹介代理店は該当しません。

（登録者名（※賛助会員の場合記入）： _____）

③ 税理士報酬等自動振替制度に利用登録している

（登録者名（※賛助会員の場合記入）： _____）

④ 税理士 DC カード・DC ゴールドカードに加入している

※カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消したものを添付してください。

⑤ 大同生命グループ保険または日本税協連福祉会生命共済制度に加入している

以上、申請並びに当組合から確認させていただくことを承諾いたします。

平成 年 月 日

地域（支部）名 _____

登録番号 _____

署 名 _____

印 _____

ご 注 意

登録要件の①②③⑤については、当組合で提携各社に加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともに FAX または 郵送にてお送り願います。

登録は賛助会員（補助税理士や法人社員等）でも可能です。ただし、①～③の要件で申請する場合には、事務所の代表者（組合員）名を明記の上、登録申請を行ってください。



サポートメンバーの ご登録について

中国税理士協同組合（以下、「当組合」という）では、利益貢献度に応じたサービス還元の一環として、当組合への利益貢献の高いと思われる組合員を対象としたサポートメンバーの登録制度を開始しております。

サポートメンバーの登録をいただいた組合員には、当組合主催の研究会受講費用の割引などを始め、各種サービスの還元をしております。

サポートメンバーの登録要件としては、①全税共推進事業にかかる**税理士VIP代理店の登録者**、②共済会推進事業にかかる**大同生命の税理士代理店登録者**、③金融事業にかかる**税理士報酬等自動振替制度利用者**、④共同購買事業にかかる**税理士DCカード取得者**、⑤福利厚生事業にかかる**大同生命グループ保険または日本税協連福祉会生命共済制度加入者**の5項目いずれかに該当されている組合員です。

登録は、各組合員がどの項目に該当するかを自己申告により、申請していただくこととしておりますので、右記の「サポートメンバー登録申請書」にご記入のうえ、FAXまたは郵送にてご登録をお願い申し上げます。

（既にご登録されている方は、再度ご申請いただく必要ございません。）

なお、登録要件の①②③⑤については、当組合で加入確認をさせていただきます。④については、カードをコピーし、16桁のクレジット番号を消した上で、本登録申請書とともにFAXまたは郵送にてお送り願います。

一緒に食べませんか。

阪神大震災の避難所で、被災したお年寄りのそばに座って皮をむく。気が置けない世間話をし、じっくり耳を傾ける。「りんご娘」という、孫世代の女子学生の試みが共感を呼んだという。

大震災から一ヶ月ほど経っていた。心を癒すすべはと、救援物資のリンゴの山を見て思い付く。彼女たちだけではなく大勢の市民が知恵を絞った、ボランティア元年から間もなく二十年。今では災害現場に欠かせない。

広島土砂災害の被災地でも連日、作業着の生徒や学生、社会人が集まっている。民家に流れ込んだ泥を土のうに詰め、がれきをシャベルで手押し車に載せる。家財を運び、壁を洗う。真剣なまなざしが心強い。

被災した自治会が、自らボランティアを募る例もあった。「困っている友達を助けるような気持ち。一緒に復旧を考えたい。」市民団体を率いる男性の言葉が印象に残る。押し付けにならない、新しい形の模索が続く。

片付けが一段落し、被災者の

ニーズが変わるこれからが大変である。仮住まいで自宅を離れる被災者は多く、地域では安全なまちづくりに向かい、悩むだろう。リンゴに代わるものは何なのか。寄り添える方法を考えたい。

加賀田 佳男

中国税政連の定期大会が終了し、神無月を迎えた。出雲地方では、「神有月」となるよう、十月五日に、出雲大社権宮司と高円宮家次女との婚儀が行われる。中国税政連も、平成二十六年年度運動方針を決定し、活動が始まる。

税理士法の改正に向け活動してきた一年を総括し、日税連の会則変更等を行う臨時総会を控えて、この結果と今後の実践が期待されてくる。会員各自の中に如何に落とし込むかが問われる。

翻って、今年の益明けから、未曾有の自然災害が日本を直撃している。広島で発生した集中豪雨による土砂災害は、住み易いと言われる瀬戸内海地方に一石を投じられた感を持つのは私だけではないと感じている。

税理士業務の現状が結果処理から始まることが多いのに対し、政治の世界は、結果も当然

ながら、将来のあるべき姿を見据えた現状分析から危機管理までをも求めさせるものと考えている。各種会合での会員の意見集約、情報の共有化の必要を痛感している。是非とも、中国税政連の議案書をお読みいただきたいものと考えます。

宮本 利光

この度の豪雨及び土砂災害により、被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

今回の災害支援にあたってボランティアの方やボランティアセンターの方々の声を聞くことがありました。復旧ボランティアに参加した方からは「朝から行って作業開始したのは昼ごろから二時間程度。段取りが悪すぎる。」などの意見がありました。しかし、ボランティアセクターも多くはボランティアの方々と運営され、常駐ではなく全国から応援に来たりして入れ替わりもあり、慣れる間もない状況だったそうです。多い日には二千人ものボランティアが参加したとのこと。災害対応に慣れるという状況はあって欲しくないとも思います。いろんなボランティアで参加され、素晴らしいことだと思えました。頑

張つてます広島！頑張ってます日本！

中山 昌実

平成二十四年に「中小企業経営力強化支援法」が施行された。税理士は中小企業支援の役割を果たすよう期待され、近年は経営革新等認定支援機関の職責を担うに至っている。企業の経営再生や経営改善の場面で、財務・事業デューデリジェンスを実施し現状分析、経営課題を発見してその解決に当たるための経営改善計画作成が進められている。しかし、十分なリスク分析を行うことなく経営改善計画作成を進めても、不測の事故等により多大な損失が発生すれば、中小企業の多くは困窮することになる。このたび、広島県で大規模な土砂災害が発生した。新聞報道によると県内で多くの事業所が被災し、事業再開のめどが立たず、廃業を検討しているとのこと。自然災害、人的災害、経営上の災害、さらに賠償リスクなど企業経営には様々なリスクが存在している。税理士は財務面での助言はもちろん、経営上のリスク分析・対応も経営助言の範囲ととらえていく必要がある。

川本 哲也

〈お寄せいただいた原稿内容は、平成26年9月30日現在のものです〉